

香川県みどりの基本計画 (案)

香 川 県

目 次

第1章 計画に関する基本的事項

1	計画策定の背景・趣旨	2
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	3
4	計画の対象範囲	3
5	基本的な考え方	3

第2章 香川県のみどり

1	県土の特徴	6
2	みどりの現状・特徴	7

第3章 計画の基本目標と施策展開の基本方向

1	計画の基本目標	10
2	施策展開の基本方向	10
3	施策体系	12

第4章 施策の展開

1	基本方向1 森林整備と森林資源循環利用の推進	14
2	基本方向2 暮らしを支えるみどりの充実	24
3	基本方向3 県民総参加のみどりづくり	36

第5章 計画の推進

1	推進体制	42
2	進行管理	44

参考資料

1	用語解説	48
2	天然記念物等の指定状況	55
3	みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例	58
4	香川県環境基本条例	65
5	令和元年度県政モニターアンケート調査結果の概要	71
6	令和3年度県政モニターアンケート調査結果の概要	84
7	計画策定の経緯	90
8	香川県環境審議会委員名簿	91

第1章 計画に関する基本的事項

- 1 計画策定の背景・趣旨**
- 2 計画の位置づけ**
- 3 計画の期間**
- 4 計画の対象範囲**
- 5 基本的な考え方**

第1章 計画に関する基本的事項

1 計画策定の背景・趣旨

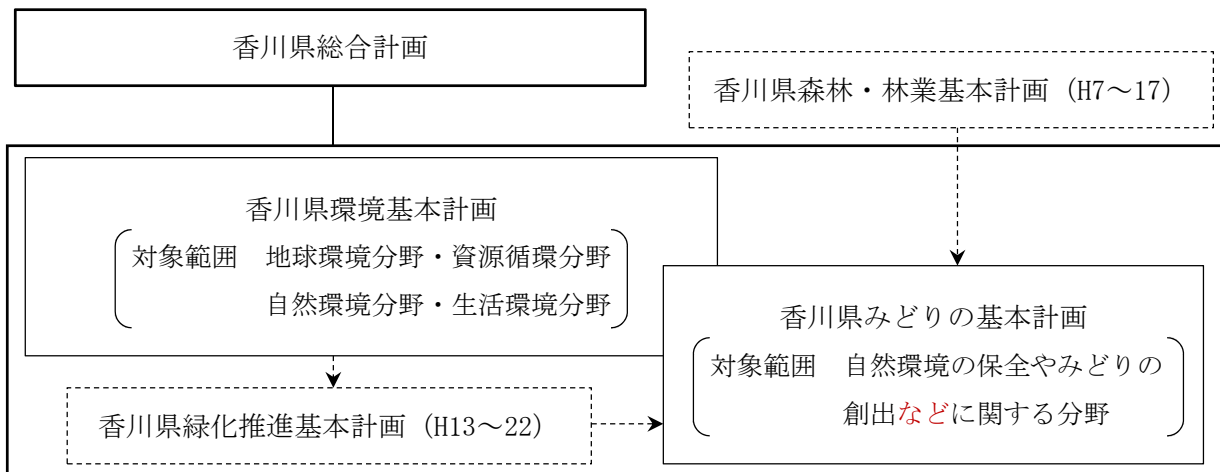
本県では、21世紀にふさわしい水と緑に恵まれた美しい郷土香川の創造を図るため、森林を含むみどりについての基本的な考え方を明らかにしたものとして、香川県緑化推進基本計画（第1次計画：平成13年度～22年度）および香川県森林・林業基本計画（第1次～2次計画：平成7年度～17年度）を策定し、これらに基づき、みどりに関する諸施策を進めてきました。

その後、平成14年3月に、緑化の推進とみどりの保全に関する基本的な考え方を明らかにした「みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例（平成14年本県条例第2号）」を制定し、その中で、改めて緑化の推進とみどりの保全に関する基本的な計画を策定することとなり、平成18年に香川県緑化推進基本計画と香川県森林・林業基本計画の統合・見直しを行い、香川県みどりの基本計画（第1次：平成18年度～22年度）を策定しました。

第2次計画（平成23年度～平成27年度）を経て策定された第3次香川県みどりの基本計画（平成28年度～令和2年度）では、「みんなで育て、活かす、みどり豊かな暮らしの創造」をめざして、各分野にわたる施策を進めてきたところですが、令和2年度に、この計画期間が終了したことから、これまでの取組みの成果を引き継ぎ、一層進めるとともに、第3次計画策定以降のみどりを取り巻く環境の変化や社会経済の状況、県民意識・ニーズ、有識者をはじめとする県民の意見などを踏まえ、令和3年度からの新たな香川づくりの指針である「香川県総合計画」の基本方針に沿って、新しい香川県みどりの基本計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、「みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例」に規定するもので、森林・林業を包含した緑化の推進とみどりの保全に関する基本的な計画であるとともに、香川県環境基本条例に規定する自然環境の保全やみどりの創出などに関する分野における基本的な計画です。



3 計画の期間

計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

4 計画の対象範囲

本計画が対象とするみどりは、「みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例」に規定する「樹木等の植物が生育する森林、農地、草地その他これらに類する土地が形成している環境」とします。

したがって、森林、農地、草地だけでなく、公園などを含む市街地や海辺・島しょ部など県土全域の植物が生育する環境を対象とします。

5 基本的な考え方

これまで、第3次香川県みどりの基本計画に基づき、緑化の推進とみどりの保全に関する施策を推進してきました。本県が目指している日本一充実した「みどり」とともに暮らす社会を実現するためには、地域のみどりづくりに関して長期的な視点を持って施策に取り組み、みどりを将来に引き継いでいく必要があります。そのため、本計画では、基本目標を前計画から引き継ぎ、みどりを取り巻く社会情勢の変化や県民の意向などを施策体系に反映させ、総合的かつ計画的に施策を推進していきます。

第2章 香川県のみどり

1 県土の特徴

2 みどりの現状・特徴

第2章 香川県のみどり

1 県土の特徴

(1) 地形・気候

【小さな県土と長い海岸線、多くの島々】

県土の面積は1,876.78平方キロメートルで、全国で一番小さく（国土の約0.5%）なっていますが、瀬戸内海に面し、大小110余の島々が多島美を形成するなど、県土の海岸線延長は700キロメートルを超え、陸地面積1,000平方キロメートル当たりの海岸線延長は全国平均の4倍以上となっています。（県土面積：平成30年10月現在、海岸線延長：平成31年3月現在）

【変化に富んだ地形】

讃岐平野が県土の半分程度を占め、広がりのある田園風景を形成しています。

平野部から海岸・島しょ部一帯には、讃岐富士（飯野山）などに代表される孤立丘や、屋島に代表される溶岩台地が分布し、県土の南部には讃岐山脈が連なり、変化に富んだ地形が形成されています。

【短い河川と多くのため池】

河川は、全体に川幅が狭く、延長も短く急流で、通常は伏流しており、水量も多くありません。このようなことから、満濃池をはじめとする大小12,200余りのため池がつくられ、古くから県民の生活と密接に結びつくとともに、生物にとって大切な水辺の生息・生育環境を提供しています。

【温暖少雨と長い日照時間】

温暖で雨が少なく、日照時間の長い典型的な瀬戸内式気候に属しています。年平均気温は16℃前後であり、年平均降水量は約1,100ミリメートルで、全国46番目です。また、年平均日照時間は約2,100時間で、全国11番目です。（都道府県庁所在地の1981年～2010年の平年値）

(2) 社会的状況

【人口】

人口密度は512.6人／平方キロメートルで、全国で11番目と高くなっています。昭和20年以降、増加傾向にあった人口推移が、平成11年を境に減少傾向を示しています。老年人口が平成5年に年少人口を超え、それ以降も増加傾向を示しています。（人口密度：平成30年10月現在）。なお、「かがわ人口ビジョン」（令和2年3月改訂版）では、令和42（2060）年に人口77万人を維持するという目標を掲げています。

【土地利用の現状】

都市計画区域率について、県土の41%は都市計画区域となっています。本県の耕地面積は減少傾向にありますが、耕地面積率は全国9番目と高くなっています。本県の森林率は47%で、全国38番目となっており、低位にあります。（都市計画区域率：平成28年3月現在、耕地面積率：平成30年7月現在、森林率：平成29年3月現在）

2 みどりの現状・特徴

(1) 森林のみどり

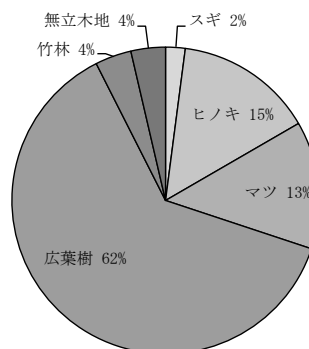
【森林面積・森林率・人工林率】

本県の森林面積は約8万8千ヘクタール（全国45番目）で、森林率は47%、森林のうち人工林は約2万3千ヘクタールで、人工林率は26%（全国44番目）となっています。（林野庁調べ 平成29年3月現在）

【樹種別面積率・広葉樹面積】

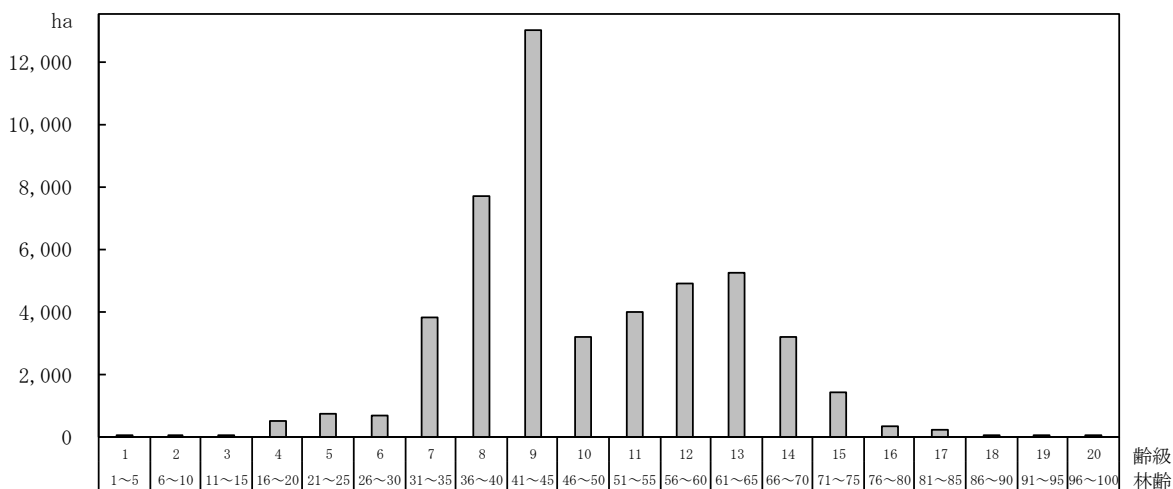
本県における森林は、広葉樹が62%と一番多く、次いで、ヒノキ・マツとなっています。昭和30年代の燃料革命以降、木材利用が減少したことと、昭和50年代前半の松くい虫被害の跡地で天然更新が促進されたことにより、広葉樹は年齢別の構成で二山のピークを持ち、高齢級化（10年齢級 [51～55年生] 以上）が進んでいます。

図1 樹種別面積率



資料：香川県みどり整備課（令和2年3月31日現在）

図2 年齢別広葉樹面積

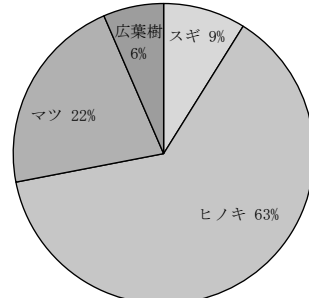


資料：香川県みどり整備課（令和2年3月31日現在）

【人工林における樹種別面積率】

県内の人工林(民有林)約1万8千ヘクタールのうち、ヒノキは約1万2千ヘクタールで人工林（民有林）全体の63%を占めています。松くい虫被害の後に植栽されたヒノキは、木造住宅の柱材などに利用できる時期（7年齢級 [31～35年生] 以上）を迎えています。

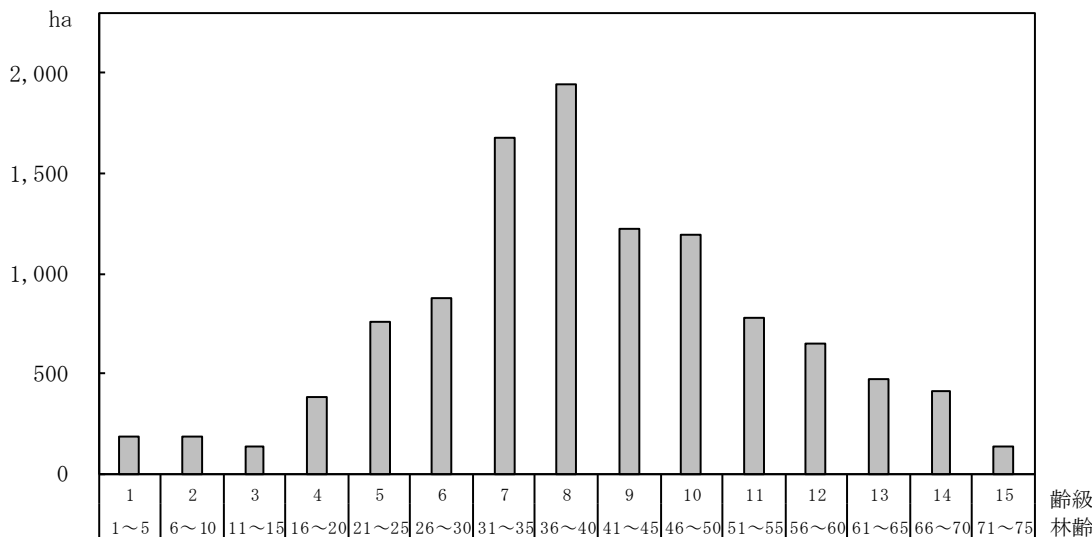
図3 人工林における樹種別面積率



資料：香川県みどり整備課

(令和2年3月31日現在)

図4 齢級別ヒノキ林面積



資料：香川県みどり整備課（令和2年3月31日現在）

（2）すぐれた自然のみどり

本県では、古くから高度の土地利用がなされ、原生的な自然環境は少なくなっていますが、琴平山や藤尾山、寒霞溪周辺、大滝大川県立自然公園などの自然林は、本県の原生的な植生の姿を今に伝えています。

本県の郷土風景としては、屋島や五色台、飯野山をはじめとする溶岩台地、孤立丘のみどりと、南部に位置する讃岐山脈が大きな特徴を形成し、本県特有の田園風景をつくりだしています。また、島しょ部ではみどりに覆われたいくつもの島々と、静かな海面、白砂青松の浜、散在する漁港、段々畑など自然と人間の営みが一体となった独特の親しみ深い多島海景観を形成しています。

このようなすぐれた自然景観が展開する地域については、瀬戸内海沿岸の島しょ部や海岸部一帯を中心とした地域が、昭和9年3月16日に日本初の国立公園である瀬戸内海国立公園として指定されています。また、讃岐山脈の大滝山から竜王山を経て滝の奥峠に至る地域と大川山周辺の地域を、平成4年9月14日に大滝大川県立自然公園として指定しています。

（3）農地のみどり

平野部に広がる水田や畑地のみどりは、点在するため池とともに香川らしいのどかな田園景観を形成していますが、近年は、耕作放棄地の増加やイノシシなどの野生鳥獣による農作物への被害の増加などに伴い、減少傾向にあります。

（4）まちのみどり

みどりは蒸発散作用などにより気候を緩和するとともに、防風や防音、樹木の樹冠による塵埃の吸着、いわゆるヒートアイランド現象の緩和などにより、快適な環境形成に寄与するほか、フィトンチッドに代表される樹木からの揮発性物質により直接的な健康増進効果が得られるとも言われており、県民の心や体をリフレッシュできるレクリエーションや憩いの場として、都市公園などのみどりが整備されています。

本県の都市公園は、国、県、市町がそれぞれに整備・管理しているものがあり、これらを合わせた令和2年3月31日現在の整備状況は、505か所1,617ヘクタールとなっています。

第3章 計画の基本目標と施策展開の基本方向

- 1 計画の基本目標**
- 2 施策展開の基本方向**
- 3 施策体系**

第3章 計画の基本目標と施策展開の基本方向

1 計画の基本目標

みどりと人・社会とのかかわり方に焦点を当て、「みどりの有効活用により、地域を元気に、暮らしを豊かに、人を笑顔にすることで、みどりを守る」をコンセプトに、基本目標を、引き続き、「みんなで育て、活かす、みどり豊かな暮らしの創造」とします。

この基本目標のもと、日本一充実した「みどり」とともに暮らす社会の実現を目指して、緑化の推進とみどりの保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

また、施策展開の基本方向を、「森林をはじめとするみどりをいかに利用、保全していくのか」、「暮らしを支えるみどりをいかに充実させていくのか」、「県民とみどりの多様なかかわり方をいかに創出していくのか」といった三つの視点で集約し、それぞれを「森林整備と森林資源循環利用の推進」、「暮らしを支えるみどりの充実」、「県民総参加のみどりづくり」という三つの大項目に整理します。

【基本目標】 「みんなで育て、活かす、みどり豊かな暮らしの創造」

- 【三つの大項目】
- 1 森林整備と森林資源循環利用の推進
 - 2 暮らしを支えるみどりの充実
 - 3 県民総参加のみどりづくり

2 施策展開の基本方向

緑化の推進とみどりの保全に関する諸施策の展開に当たっては、三つの大項目ごとに、施策展開の基本方向を次のとおり定めます。

また、この計画に掲げる施策を実施することにより、二酸化炭素の吸収源である森林の整備を通じて、地球温暖化の防止にも貢献していくとともに、新型コロナウイルスなど感染症のリスクを低減した社会経済活動の促進を図ります。

さらに、17のゴールと169のターゲットから構成されるSDGs（2015年に国連サミットにおいて採択された2030年までに達成すべき国際社会全体の開発目標）について、みどりは、さまざまなゴールに関連していることから、この計画に掲げる施策を実施することにより、SDGsの目標達成にも貢献していきます。

なお、この計画は様々な環境のみどりを対象にしているため、関係部署と連携して施策に取り組めます。

(1) 森林整備と森林資源循環利用の推進

森林をはじめとするみどりの利用と保全を図るには、林業や木材産業などの振興を通じて、成熟しつつある県内のヒノキ人工林の整備と利用を進めるとともに、高齢級化している広葉樹林や放置されている竹林の整備と資源の利活用を進めるなど、「香川県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例（平成29年本県条例第47号）」に基づき、森林資源の循環利用を図る必要があります。

そのため、「森林整備と森林資源循環利用の推進」という基本方向について、中項目として、以下の四つに整理しました。

- ①森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させるとともに、高性能林業機械の導入や路網整備の促進による造林や素材生産コストの削減などにより、県産木材の供給促進を図ります。
- ②木材利用による林業の活性化とそれによる森林整備の促進を図るため、県産木材の認知度を

高めるとともに、公共建築物や民間住宅などにおける県産木材の利用促進に取り組みます。

③里山の再生を進めるため、高齢級化している広葉樹林や放置された竹林の整備と資源の利活用に取り組みます。

④森林所有者の森林経営意欲を高めるとともに、意欲と能力のある林業経営体の経営基盤の強化や林業就業希望者への支援など森林・林業の担い手育成に取り組みます。

このような基本方向の中でも、近年の林業に関する社会情勢の動向をふまえ、持続的な森林経営の確立に向けた本県の森林資源量の把握と森林施業体系の検討や、需要側が求める一定の品質を確保した県産木材の流通体制の整備に重点的に取り組みます。

(2) 暮らしを支えるみどりの充実

私たちの暮らしを支えるみどりの充実を図るには、まずは、みどりの環境を保全していくこと、そして、優れたみどりについては将来にわたり守り維持していくこと、さらには、県民が身近にふれあうことのできるみどりについてはその質を高めていくことが必要となります。

そのため、「暮らしを支えるみどりの充実」という基本方向について、中項目として、以下の三つに整理しました。

①山地災害防止対策や乱開発防止対策、病虫獣害対策などの実施により、みどりを適切に管理・保全するなど、暮らしを守るみどりの保護・保全に取り組みます。

②すぐれた風景や自然環境、良好な生活環境の保護・保全や、生物多様性の保全に取り組むとともに、自然公園などの利用促進や適切な維持・管理などにより、すぐれた自然の保護・保全を図ります。

③みどりが持つ憩いや癒しの機能を身近で享受するため、都市部の緑化促進や森林公園などの整備・利用など、身近なみどりの整備・管理に取り組みます。

このような基本方向の中でも、近年、地球温暖化による災害の頻発・激甚化が懸念されるとともに、有害鳥獣による被害は依然として深刻であることから、森林整備を主体とした山地災害防止対策や有害鳥獣対策、緑化の質の向上に重点的に取り組みます。

(3) 県民総参加のみどりづくり

県民とみどりの多様なかかわり方を創出していくためには、みどりづくり活動の担い手となる人材の育成からその活動の情報発信までの取組みを通じて、みどりとふれあう活動の充実を図るとともに、みどりとのふれあいを通して、暮らしを豊かにする地域づくりを進める必要があります。

そのため、「県民総参加のみどりづくり」という基本方向について、中項目として、以下の二つに整理しました。

①みどりづくりに対する県民の理解を深め、参加の促進を図るとともに、みどりを守り・育てる人材の育成に取り組みます。

②県民参加の森づくり活動を一層推進するとともに、里山の活用・保全や農山村地域と都市住民との交流、川辺や海岸の保全活動など、みどりを活かした地域づくりを推進します。

このような基本方向の中でも、森林ボランティア活動を担う人材の高齢化などにより後継者の確保が重要な課題となっていることから、情報発信の充実やボランティア活動が継続するための手法の検討に重点的に取り組みます。

なお、以上のような3つの基本方向に共通する新型コロナウイルスなど感染症への対策として、施策の推進の方向性を以下の三つに整理しました。

①新型コロナウイルスなど感染症の影響により、新設住宅着工戸数の減少に伴う木材需要の低迷が懸念されることから、県産木材の需要拡大につながる利用促進の取組みを推進します。

②新型コロナウイルスなど感染症に適切に対応して、社会経済活動の活性化などに取り組む林

業事業体などを支援します。

③新型コロナウイルスなど感染症への対策に留意した県有施設などの運営やイベント・講座等の開催に努め、各種の普及啓発や人材育成に関する取り組みを推進します。

3 施策体系

施策区分	施策区分	施策展開	
大項目	中項目	小項目	
1 森林整備と森林資源循環利用の推進	1-1 県産木材の供給促進	1-1-1 森林整備の推進	
		1-1-2 路網整備等による効率的な作業システムの導入促進	
		1-1-3 施業の集約化の促進	
	1-2 県産木材の利用促進	1-2-1 県産木材の流通体制の整備	
		1-2-2 公共建築物・民間住宅等における県産木材利用の促進	
		1-2-3 県産木材の普及啓発	
	1-3 里山再生の推進	1-3-1 里山整備の推進	
		1-3-2 里山資源の利活用	
	1-4 森林・林業の担い手育成	1-4-1 林業後継者の確保・育成	
		1-4-2 担い手育成の促進	
	2 暮らしを支えるみどりの充実	2-1 暮らしを守るみどりの保護・保全	2-1-1 山地災害防止対策の推進
			2-1-2 保安林の適切な管理
2-1-3 適正なみどりの保全			
2-1-4 森林病虫害等防除対策の推進			
2-1-5 有害鳥獣対策と外来種対策の推進			
2-2 すぐれた自然の保護・保全		2-2-1 自然公園等の保護・利用	
		2-2-2 すぐれた風景や自然環境、良好な生活環境の保護・保全	
		2-2-3 自然記念物等の保護・保全	
		2-2-4 生物多様性の保全	
2-3 身近なみどりの整備・管理		2-3-1 公共施設の緑化の推進	
		2-3-2 民間施設等の緑化の促進	
		2-3-3 森林公園等の整備・管理	
3 県民総参加のみどりづくり	3-1 みどりづくりへの理解と参加の促進	3-1-1 みどりづくりの意識の高揚	
		3-1-2 みどりを守り・育てる人材の育成	
	3-2 県民参加のみどりづくりの推進	3-2-1 県民参加の森づくり活動の推進	
		3-2-2 みどりを活かした地域づくり活動の推進	

第4章 施策の展開

- 1 森林整備と森林資源循環利用の推進**
- 2 暮らしを支えるみどりの充実**
- 3 県民総参加のみどりづくり**

第4章 施策の展開

本県のみどりの現状と課題、施策の方向などは次のとおりです。また、施策の進捗状況を把握・評価するため、施策体系の3つの施策区分（大項目）ごとに2つの指標を設定するとともに、施策展開（小項目）ごとに指標を設定し、全体として30項目の指標を設定します。

基本方向1 森林整備と森林資源循環利用の推進

【施策区分（大項目）1の指標】

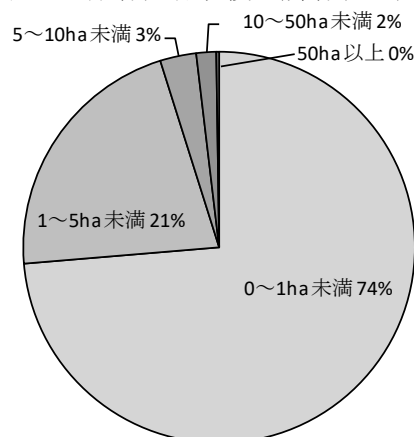
項目	単位	現況【R2年度】	目標【R7年度】
県産認証木材の搬出量	m ³	10,230 (H28～R2 平均)	12,000
森林整備と木材利用に関する認知度	%	47 (R3.6 現在)	60

1-1 県産木材の供給促進

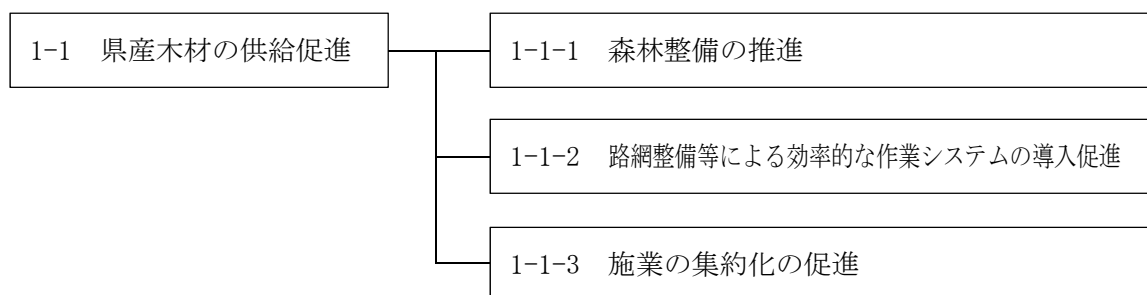
現状と課題

- 県土の約47%を占める森林は、水源の涵養や山地災害防止、木材等林産物の供給に加え、生物多様性保全、二酸化炭素の吸収など多面的な機能を有し、日常生活や事業活動に大きく貢献しており、こうした機能を持続的に発揮していくためには、森林の適正な整備を推進する必要があります。
- 持続可能な森林経営を確立するためには、それぞれの森林所有者や森林組合が、ハード・ソフトの両面から効率的な整備手法を導入することにより、生産性の向上を図ることが必要となることに加え、森林が小規模零細な所有構造にある現状を踏まえ、森林の資源量などを的確に把握し、森林施業体系の指針を作成するとともに、面的なまとまりのある森林を確保し、施業の集約化を図る必要があります。

図5 保有山林規模別所有者の割合



資料：香川県みどり整備課（令和2年3月31日現在）



1-1-1 森林整備の推進

ア) 森林計画制度の適正な運用

- 無秩序、無計画な伐採や開発からの機能回復を図ることは容易でないことから、本県の森林の整備や保全の目標、市町村森林整備計画の指針などを示す香川地域森林計画を定め、長期的な視点に立った計画的かつ適切な森林の取扱いを推進します。

イ) 森林整備・県産木材供給への支援

- 多面的機能の維持・増進を図るとともに、県産木材の供給を促進するため、適切な施業方法により森林所有者などが行う植栽や下刈、間伐などの森林施業や間伐材の搬出を支援します。

ウ) 多様なニーズに即した苗木の供給体制の整備

- 多様な森林整備を進めるため、地球温暖化対策や花粉症対策に対応した、成長に優れ、花粉も少ないスギ・ヒノキのコンテナ苗や優良な広葉樹の育苗などの試験研究に取り組むとともに、これらの苗木の供給体制の整備に努めます。

1-1-2 路網整備等による効率的な作業システムの導入促進

ア) 林内路網整備の促進

- 森林資源の循環利用を推進し、林業の生産性を高めるため、林道や森林作業道などによる林内路網の整備を促進します。

イ) 高性能林業機械等の導入の支援

- 低コストで効率的な搬出間伐などを促進するため、従来の機械に比べて性能が高い高性能林業機械などの導入を支援します。

ウ) 効率的な作業システムの普及

- 森林所有者や意欲と能力のある林業経営体など地域の林業関係者が各事業地に応じた最適な作業システムの選択ができるよう、一定の広がりを持つ同じ条件下の地域で効率的な木材生産が可能となるモデル的な作業システムを示すとともに、選択に必要な技術・知識の普及・指導を行います。

1-1-3 施業の集約化の促進

ア) 森林関連情報の活用

- ICTの活用により、樹種・齢級といった森林資源の状況や林内路網の整備状況などの最

新の情報を収集・整理し、施業の集約化を実施するための基礎データとして活用します。

イ) 香川型の森林施業体系の検討

- 森林経営の効率化を図るため、人工林の資源量や路網の配置、地形条件など香川県の森林の状況に適した森林施業体系を検討します。

ウ) 森林総合監理士の育成

- 地域の森林の整備・保全や林業の成長産業化に向けた構想を市町が策定する際の支援や、その構想の推進に向けた技術的な支援ができる人材（森林総合監理士）を育成するとともに、その資質の向上を図るための研修を実施します。

エ) 森林経営計画策定の促進

- 森林施業の団地化、集約化を積極的に促進し、森林所有者や意欲と能力のある林業経営体などにより森林経営計画が作成され、これに基づく森林施業が着実に実施されるよう支援します。

オ) 市町への支援

- 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立に向け、林地台帳制度や新たな森林経営管理制度が適正に運用されるよう、市町の取組みを支援します。

指標

施策展開	項目	単位	現況【R2年度】	目標【R7年度】
1-1-1	森林整備面積（累計）	ha	4,536 (H28～R2 累計)	5,000 (R3～7 累計)
1-1-2	林内路網延長	km	1,714	1,749
1-1-3	林業経営者が作成した 森林経営計画の認定面積	ha	3,361	3,660

方向性を同じくするSDGsのゴール

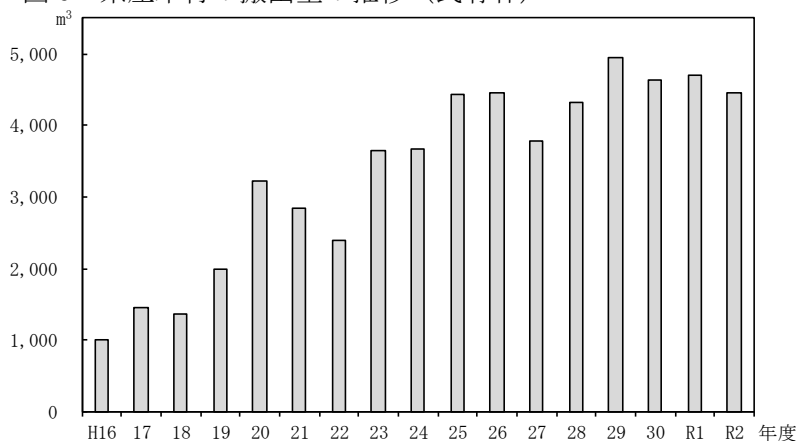


1-2 県産木材の利用促進

現状と課題

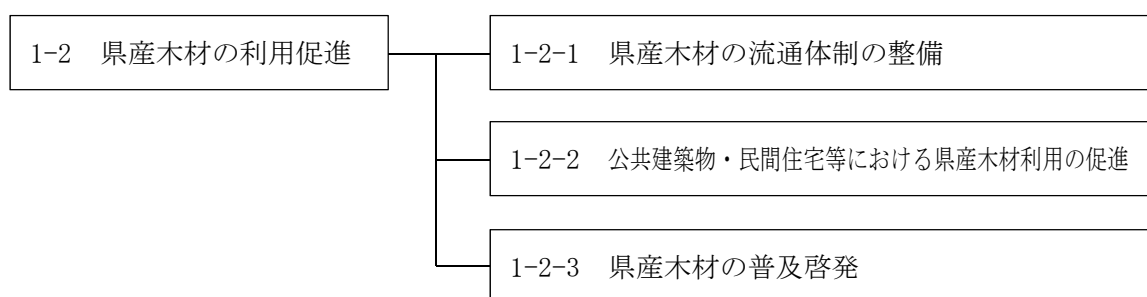
- 利用期を迎えたヒノキなどの県産木材の搬出量は増加傾向にありますが、今後も、木造住宅の柱材などに利用できる時期を迎えるヒノキなどの増加が見込まれており、また、木材の利用は、快適で健康的な住環境などの形成だけでなく、地球温暖化の防止や地域経済の活性化にもつながることから、引き続き、県産木材の流通量の増加と安定供給を図る必要があります。
- 県産木材製品の利用については一定程度は進んできていますが、さらに利用を拡大するためには、引き続き、県や市町が率先して公共建築物などで利用するほか、民間住宅などでの利用を支援する必要があります。また、県産木材の認知度を高めるためのブランド化や、品質や特性などについての県民や事業者に対するPRなどにも、これまで以上に取り組んでいく必要があります。

図6 県産木材の搬出量の推移（私有林）



資料：香川県みどり整備課

施策の体系



施策展開

1-2-1 県産木材の流通体制の整備

ア) 県産木材流通体制の支援

- 需要者側が求める一定の基準を満たす付加価値の高い県産木材の加工・流通体制の整備を支援するとともに、川上（森林組合など）と川中（製材工場など）、川下（工務店など）が連携した県産木材の安定供給の促進に努めます。

イ) 県産木材認証制度の適切な運用

- 木材の産地と製品が一定の基準を満たした品質・性能を有することを証明する香川県産

木材認証制度を適切に運用するなど、付加価値の高い木材製品の流通の促進により、県産木材の認知度を高めるとともに、県産木材のブランド化を推進します。

1-2-2 公共建築物・民間住宅等における県産木材利用の促進

ア) 公共施設における県産木材の利用促進

- 「公共建築物等における県産木材の利用の促進に関する方針」に基づき、県が整備する公共建築物等における県産木材の利用を推進するとともに、各市町が整備する施設における県産木材の利用の促進を図ります。

イ) 県産木材を利用した個人住宅等への支援

- 県産木材を利用した個人住宅の新築・増改築・リフォームや、PR効果の高い民間施設における県産木材を内装、備品等に利用した新築・リフォームを支援するなど、県産木材の個人住宅などでの利用を促進します。

1-2-3 県産木材の普及啓発

ア) 県産木材PR活動の支援

- 木の良さの普及や木材利用の意義・情報などの発信、県産木材を活用した木材製品などのPRを行うため、香川県木材需要拡大協議会が行う木材関連イベントの開催などの取組みを支援します。

イ) 「かがわの森アンテナショップ」の運営

- 「かがわの森 アンテナショップ」（高松シンボルタワー かがわプラザ内）で、柱材やベンチなどの木製品の展示・PRを行うとともに、木材関係団体や森林ボランティアなどと連携して、木材普及のためのイベントを随時開催するなど、県産木材製品の販売促進と需要拡大を図ります。

ウ) 木づかい・木育の推進

- 子どもから大人までを対象に、木材や木製品とのふれあいなどを通じて、木への親しみをもち、木の文化、人と森林との関わりへの理解を深め、木材の良さや利用の意義を学んでもらう機会の提供に努めます。

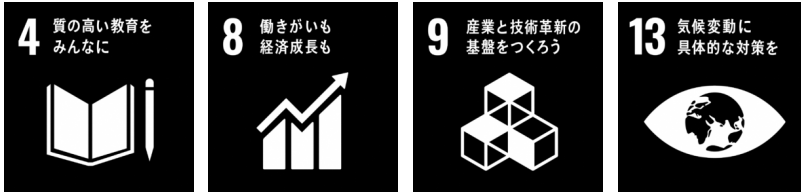
エ) 品質・加工技術等の普及啓発

- 県産木材の品質や特性等について、パンフレットなどを作成して広く県民にPRを行うとともに、県産木材のさらなる品質向上を図るため、木材加工の新技术等について情報収集を行い、事業者などへの普及啓発に努めます。

指標

施策展開	項目	単位	現況【R2年度】	目標【R7年度】
1-2-1	県産認証木材取扱事業者数	事業者	35	42
1-2-2	県産木材の県内での利用量	m ³	3,278 (H28～R2 平均)	3,900
1-2-3	県産木材の認知度	%	40 (R3.6 現在)	50

方向性を同じくするSDGsのゴール



1-3 里山再生の推進

現状と課題

- 人と里山の関係が希薄化し、放置された竹林などの拡大による里山林の有する多面的機能の低下や、高齢級化している広葉樹林の管理などが課題となる一方で、広葉樹林などを活用した特用林産物の生産など里山資源の利活用に向けた取組みが進んでおり、今後、里山再生を推進していくためには、里山整備や利活用の拡大に向けた地域の取組みなどに対して、より一層の支援を行っていく必要があります。

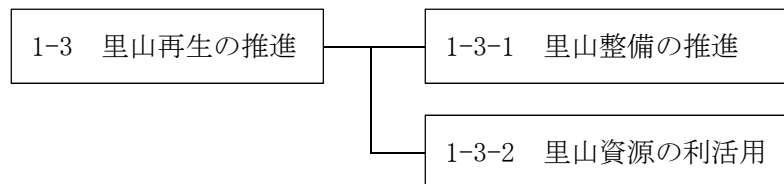


放置された竹林



高齢級化している広葉樹林

施策の体系



施策展開

1-3-1 里山整備の推進

ア) 放置された里山の整備への支援

- 里山の整備を推進するため、森林所有者などが行う高齢級化している広葉樹林や放置された竹林などの整備に対して支援します。

イ) 広葉樹林・放置竹林管理技術の普及

- 里山林の有する多面的機能の維持・増進を図るための整備や、資源を有効活用しながら保全を図るなど、広葉樹林や竹林の管理技術を開発し、普及啓発に努めます。

1-3-2 里山資源の利活用

ア) 資源の活用に取り組む地域等への支援

- 薪やシイタケ原木の生産、広葉樹材の製品化など、広葉樹・竹資源の活用に取り組む地域などを支援します。

イ) 高齢級化する広葉樹林の利活用の検討

- 多面的機能の維持・増進や、広葉樹材の利活用と合わせた更新伐により広葉樹林の若返りを図るなど、高齢級化している広葉樹林の適正な管理と利活用の方法について検討します。

ウ) 特用林産物のPR

- 県内の特用林産物の生産状況について調査を行うとともに、各種イベントにおいて、原木シイタケなど、地域の特用林産物の積極的なPRなどに努めます。

指標

施策展開	項目	単位	現況【R2年度】	目標【R7年度】
1-3-1	里山整備面積（累計）	ha	88 (H28～R2 累計)	100 (R3～7 累計)
1-3-2	里山資源の生産量 ※	t	224 (H28～R2 平均)	260

※ 薪、炭、シイタケ原木の生産量を合わせたもの

方向性を同じくするSDGsのゴール

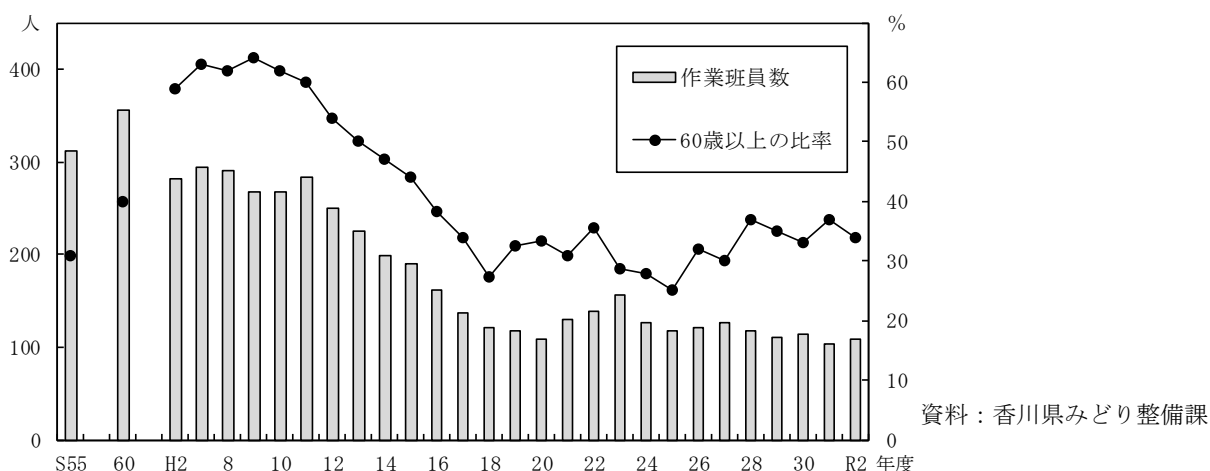


1-4 森林・林業の担い手育成

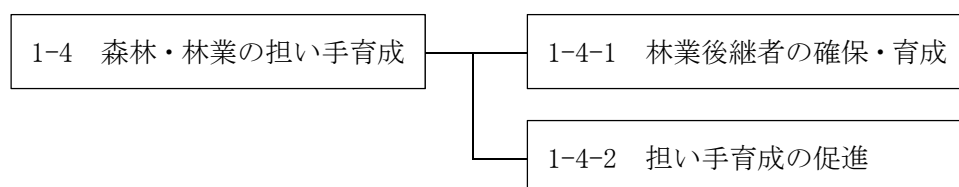
現状と課題

- 森林所有者の高齢化などにより所有山林の森林整備が進まない状況にあるなか、県内の森林整備の中心的な役割を担っている森林組合などの作業班員も長期的には減少傾向にあり、県産木材の供給と利用を促進し、里山の再生を進めるためには、引き続き、後継者となる人材の確保・育成に取り組むとともに、意欲と能力のある林業経営体に対しては経営基盤の強化などの支援を行っていく必要があります。

図7 森林組合等作業班員の推移



施策の体系



施策展開

1-4-1 林業後継者の確保・育成

ア) 森林・林業教室の開催

- 新たに森林を相続した者を含め、森林所有者などを対象に、森林の多様な利用方法や管理のための技術習得を目的とした講座を開催するなど、自主的な森林管理や林業活動を促進します。

イ) 林業研究グループの活動支援

- 森林所有者などで構成され、林業技術の向上や森林経営の改善に取り組む林業研究グループに対して、研修会への参加の支援や林業経営・育林技術の指導強化を図るなど、活動の活性化を支援します。

1-4-2 担い手育成の促進

ア) 森林整備の担い手確保・育成の支援

- 森林組合などが取り組む作業班員に対する労働安全衛生研修や技術研修などを支援します。
- 所有面積が小規模な森林所有者の森林を取りまとめて効率的な森林経営を行うに当たり、森林施業の方針や事業収支を示した施業提案書の作成など中心的な役割を担う森林施業プランナーを育成します。
- 林業に関心がある者を対象に、植林や伐採などの林業技術を習得する研修や森林の管理に関する知識を学ぶ講座を開催するなど、森林整備の担い手を幅広く確保する取組みについて検討します。

イ) 林業労働力確保支援センターの運営支援

- 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく知事の指定を受けた林業労働力確保支援センターが行う、林業への就業希望者を対象とした求職情報の提供や技術研修、各種相談活動に対して支援します。

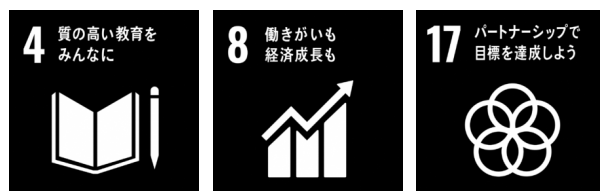
ウ) 「意欲と能力のある林業経営体」の育成支援

- 森林組合や民間事業者などの林業事業体について、生産性の向上や再造林の実施、林業従事者の雇用管理の改善など森林経営管理法が定める一定の基準を満たす「意欲と能力のある林業経営体」としての育成を図るなど、経営基盤の強化に向けた取組みの支援に努めます。

指標

施策展開	項目	単位	現況【R2年度】	目標【R7年度】
1-4-1	林業研究グループ、林業事業者への講習会等実施回数	回	7 (H28～R2 平均)	10
1-4-2	新規林業就業者数(累計)	人	59 (H28～R2 累計)	50 (R3～7 累計)

方向性を同じくするSDGsのゴール



基本方向2 暮らしを支えるみどりの充実

【施策区分（大項目）2の指標】

項目	単位	現況【R2年度】	目標【R7年度】
公園・緑地面積 ※	ha	1,838 (R元)	1,856 (R6)
みどりの豊かさ(森林・公園など)の満足度	%	62 (R3.6現在)	65

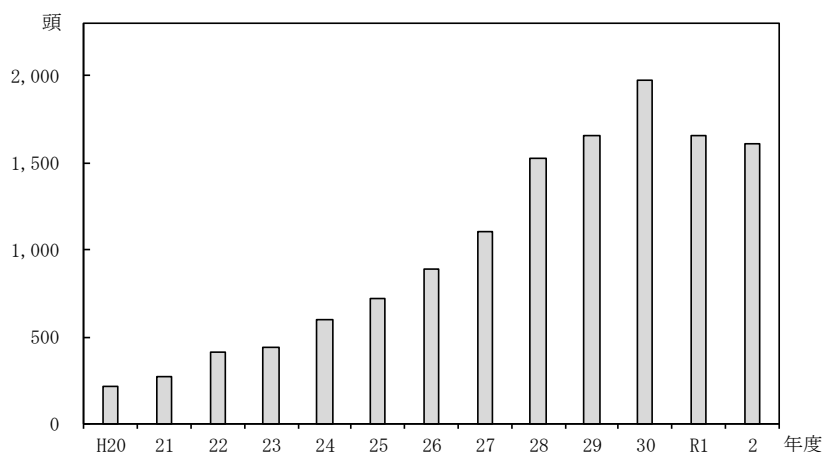
※ 都市公園と港湾緑地、森林公園の面積を合わせたもの

2-1 暮らしを守るみどりの保護・保全

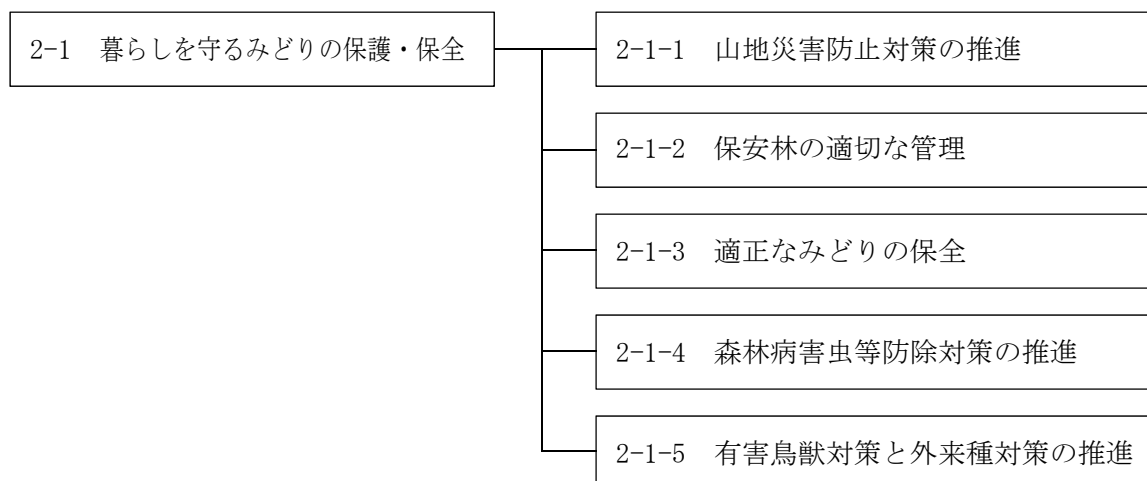
現状と課題

- 森林が持つ山地災害防止や水源の涵養など公益的機能を維持していくためには、適切な維持・管理が必要であり、台風などの風水害の頻発化・激甚化も懸念されるなか、引き続き、山地災害の未然防止を図るための治山事業の推進や、設置した治山ダムなどの施設の保全、荒廃のおそれがある保安林の機能回復などに取り組んでいく必要があります。
- 森林や農地などの「みどり」は、ひとたび失われると容易には元に戻らないため、多面的機能の維持・発揮に向けた適切な保全を図ることが重要となることから、各種規制の適正な運用を図るとともに、違法開発の防止や早期発見のための監視に努める必要があります。
- 「みどり」に対する被害は、自然災害や人間の行為によるもの以外に、松くい虫やカシノナガキクイムシなどの森林病害虫、ニホンジカやイノシシなどの野生鳥獣、オオキンケイギクやナガエツルノゲイトウなどの外来種によっても発生していますが、これらの被害を完全に防ぐことは困難であることから、市町・関係団体とも連携して、被害の早期発見、被害拡大防止対策の迅速な実施に努める必要があります。

図8 ニホンジカの捕獲頭数の推移



資料：香川県みどり保全課



2-1-1 山地災害防止対策の推進

ア) 治山ダム設置による山地災害防止対策

- 危険度の高い山地災害危険地区における治山ダムの整備率を高めるなど、山地災害の防止対策を進めます。
- 砂防事業や国有林治山事業との連携・調整を図り、効果的に治山事業を進めます。

イ) 土砂流出防備保安林等の整備

- 荒廃した森林の早期回復を図るとともに、立木の密度を調整して樹木の成長と下層植生の生育を図る本数調整伐を行うなど、土砂流出防備保安林等の整備を進めます。

ウ) 治山施設の長寿命化対策

- 設置から一定年数を経過した治山施設の老朽化状況を点検し、緊急性の高い施設から機能強化や補修を行うなど、施設の長寿命化対策を進めます。

エ) 山地災害危険地区に対する避難体制の整備

- 山地災害危険地区の地域住民に対し、大雨時などの自主的な避難を促すため、市町と連携して、避難体制の整備や危険箇所に関する情報の周知の徹底などに努めます。

2-1-2 保安林の適切な管理

ア) 保安林の適正な配備

- 森林に関する自然的条件や社会的要請、保安林の配備状況、保全対象の状況を踏まえ、水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全形成など公益目的達成の観点から必要な保安林の指定・解除を行うなど、適正な配備に努めます。

イ) 保安林制度の適正な運用

- 保安林としての働きを維持するために守らなければならない森林の取扱方法（立木の伐採方法や限度、伐採後の植栽方法など）を定めた指定施業要件について、効果的・効率的に間伐等の森林整備が実施できるよう内容を見直すなど、保安林制度の適正な運用に努めます。

ウ) 治山事業による保安林機能の回復

- 土砂の流出などにより、山地災害防止などの機能が低下している保安林について、治山事

業により機能の回復を図るなど、保安林の保全・管理に努めます。

2-1-3 適正なみどりの保全

ア) 林地開発許可制度の適正な運用

- 森林法に基づく「林地開発許可制度」の適正な運用により、森林の無秩序な開発を防止するとともに、関係機関と連携しながら、開発行為に対する定期的な指導・監視の実施に努めます。

イ) みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例の適正な運用

- みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例の「事前協議制度」の適正な運用により、森林 0.1 ヘクタール以上（その他の土地にあつては 1 ヘクタール以上）の土地開発行為に対して、秩序ある開発を促すなど、適切な土地利用の調整を図ります。

ウ) 開発跡地の確実な緑化

- 開発跡地の緑化を確実にを行うため、一定要件の土地開発行為について、跡地の緑化を義務付けるとともに、履行を保証するため、みどりの保全協定を締結します。

エ) みどりの巡視員等による監視の徹底

- 違法な開発行為の防止と早期発見のため、みどりの巡視員による監視や航空機を使った上空からの監視などを継続して実施します。

オ) 農地の保全

- 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図る活動に対する支援を行うとともに、農業振興地域制度や農地転用許可制度の適正な運用、環境や景観に配慮した農業水利施設の整備に努めます。

カ) 藻場の保全

- 藻場が持つ水産資源を守り育てる機能や水域環境を改善する機能を発揮させるため、藻場分布状況の把握、藻場造成の実施により、良好な漁場環境づくりを推進します。

2-1-4 森林病虫害等防除対策の推進

ア) 松くい虫被害対策

- 国、県、市町が連携して、環境に配慮した適切な防除など松くい虫被害対策を計画的に推進し、保安林や公園区域など地域にとって重要なマツ林の保全に努めます。

イ) ナラ枯れの被害拡大防止対策

- 香川県ナラ枯れ防除対策方針に基づき、市町などと連携し、ナラ枯れの早期発見と被害の急速な拡大の防止に努めます。

ウ) 森林保険の加入促進

- 林野火災や干害などによる森林所有者の損害を抑えるため、森林保険の加入促進に努めます。

エ) 林野火災予防の啓発

- 林野火災を未然に防止するため、市町などと連携し、出火原因や発生時期などの傾向を踏まえ、効果的な林野火災予防の普及啓発に努めるとともに、みどりの巡視員などによる適正な火気の取扱い指導を徹底します。

2-1-5 有害鳥獣対策と外来種対策の推進

ア) 野生鳥獣による森林被害防止対策への支援

- シカなどの野生鳥獣から森林を保護するため、森林所有者による鳥獣侵入防護柵の整備や食害防護資材の設置などの被害防止対策を支援します。

イ) 鳥獣被害防止対策推進のための人材育成等

- 将来にわたって有害鳥獣対策を実践する担い手を確保・育成するため、若者や女性を対象とした狩猟免許取得の入門講座や、狩猟初心者から捕獲経験者まで段階にあわせた捕獲技術講習会を開催するなど、若手狩猟者や地域で中心的な役割を担う「地域リーダー」を育成します。
- 市町が行う市街地周辺でのイノシシやニホンザル等の捕獲や、地域住民等による侵入防止柵の設置など、鳥獣被害防止のための地域づくりを推進します。

ウ) 市町が行う有害鳥獣捕獲への支援等

- 市街地に出没するイノシシや生息範囲が拡大しているニホンザルとニホンジカについて、市町が行う有害鳥獣捕獲を支援します。

エ) 県主体の捕獲事業による重点的な捕獲

- 市町が行う有害鳥獣捕獲では十分な捕獲が行われていない市街地周辺部や島しょ部等のイノシシ、ニホンジカ、ニホンザルについて、県主体の捕獲事業等を重点的に実施します。

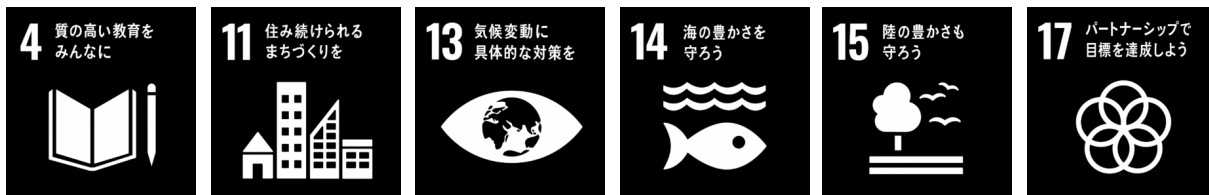
オ) 外来種対策の推進等

- 外来生物法に基づき、アライグマやヌートリアなど特定外来生物の防除を計画的に行う市町を支援するなど、特定外来生物の防除を推進します。
- 新たな特定外来生物の侵入を防止するため、国や市町、民間団体などと連携し、情報収集や監視を行うとともに、定着が確認された場合には、集中的な防除など早期対策に努めます。
- 侵略的外来種の防除についての基礎資料となる「侵略的外来種リスト」を活用し、外来種について正しい理解を深めるよう普及啓発を図るとともに、優先度を踏まえ、国や市町、民間団体などと連携した適切な防除対策に取り組みます。

指標

施策展開	項目	単位	現況【R2年度】	目標【R7年度】
2-1-1	治山施設整備箇所数(累計)	箇所	56 (H28～R2 累計)	75 (R3～7 累計)
2-1-2	保安林(国指定)の指定施業要件の見直し未了件数	件	1,512	0
2-1-3	みどりの巡視員等による巡視延べ日数	日	600	600
2-1-4	ナラ枯れ拡大防止対策のための更新伐の面積(累計)	ha	新規	25 (R3～7 累計)
2-1-5	ニホンジカの年間捕獲頭数	頭	1,685 (H28～R2 平均)	1,500

方向性を同じくするSDGsのゴール

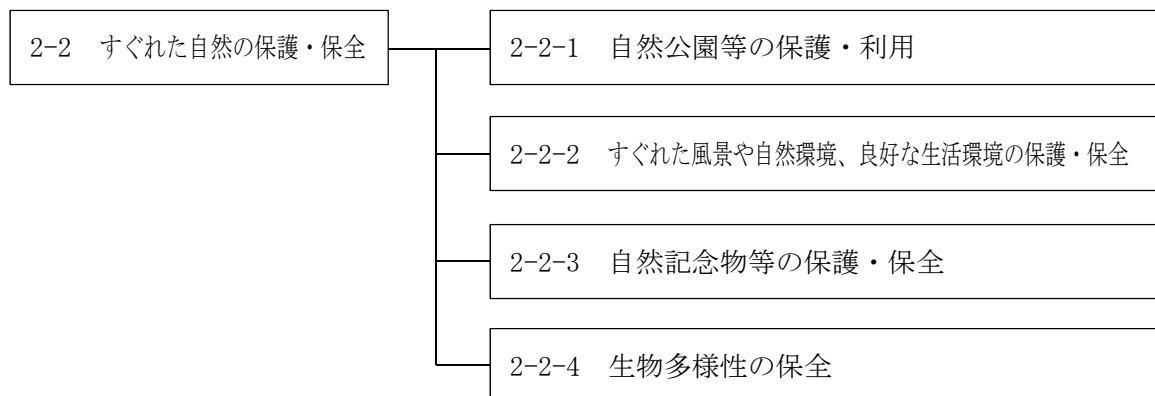


2-2 すぐれた自然の保護・保全

現状と課題

- 暮らしを支えるみどりを充実させていくためには、すぐれた自然環境の保護・保全を図ることが大切であり、瀬戸内海沿岸の島しょ部や海岸地帯を中心にした国立公園や、讃岐山脈の大滝山、竜王山、大川山周辺の県立自然公園の適切な保護・利用増進を図るとともに、「自然環境保全地域」、「緑地環境保全地域」、「自然海浜保全地区」など貴重な自然環境や植生の分布地、良好な自然環境を形成している自然記念物などについても、適切な保護・保全に努める必要があります。
- 私たちの暮らしは生物多様性からもたらされるさまざまな恵みにより支えられており、生物多様性の保全における「みどり」の役割が高まるなか、すぐれた自然の保護・保全を進めるためにも、行政、企業、民間団体、県民などさまざまな主体が連携して、生物多様性の保全に取り組んでいく必要があります。

施策の体系



施策展開

2-2-1 自然公園等の保護・利用

ア) 自然公園等の適切な維持管理

- すぐれた自然環境の保護・保全を図るため、法令の規定に基づき、開発行為などに対する適正な規制・指導を行うとともに、老朽化した施設の改修や修繕など適切な維持管理に努めます。

表1 自然公園の指定状況

区分	名称	面積 (ha)		
		全地域	特別地域	普通地域
国立公園	瀬戸内海	18,171	9,008	9,163
県立自然公園	大滝大川 (高松市塩江町、まんのう町)	2,363	564	1,799
計		20,534	9,572	10,962

イ) 自然公園等の利用促進

- 施設の魅力を紹介するイベントの実施に努めるほか、自然公園については、引き続き、指定管理者制度を活用した積極的な広報活動や各種イベントの充実を図るなど、施設の利用促進に努めます。

2-2-2 すぐれた風景や自然環境、良好な生活環境の保護・保全

ア) 自然環境保全地域等の保護・保全の推進

- すぐれた森林や特異な地形・地質など貴重な自然環境である自然環境保全地域や、樹林地、丘陵、河川などと一体となって良好な生活環境を確保している緑地環境保全地域、良好な砂浜などが維持されている自然海浜保全地区について、適切な保護・保全を図るため、条例に基づく規制やみどりの巡視員などによる巡視を行うとともに、自然環境保全地域等の希少性や大切さの周知など、すぐれた風景や自然環境の保護・保全に対する県民意識の醸成に努めます。

表 2 自然環境保全地域の指定状況

名 称	所在地	面積 (ha)	
		全地域	特別地域
弥谷山 自然環境保全地域	三豊市	33.96	29.47
藤尾山 自然環境保全地域	高松市	37.27	37.27
水主 自然環境保全地域	東かがわ市	4.41	4.41
女体山 自然環境保全地域	さぬき市	12.38	12.38
計	4 箇所	88.02	83.53

表 3 緑地環境保全地域の指定状況

名 称	所在地	面積 (ha)
七宝山 緑地環境保全地域	三豊市	50.95
大高見峰 緑地環境保全地域	綾歌郡綾川町、丸亀市	124.10
小松尾山 緑地環境保全地域	三豊市	2.99
大水上 緑地環境保全地域	三豊市	6.51
間川 緑地環境保全地域	さぬき市	4.24
計	5 箇所	188.79

表 4 自然海浜保全地区の指定状況

名 称	所在地
鎌野自然海浜保全地区、高尻自然海浜保全地区、竹居自然海浜保全地区	高松市
小浜自然海浜保全地区、松尾自然海浜保全地区、青木自然海浜保全地区、羽立自然海浜保全地区	さぬき市
小浦自然海浜保全地区	東かがわ市
大浜自然海浜保全地区、鴨ノ越自然海浜保全地区、仁老浜自然海浜保全地区、名部戸自然海浜保全地区、室浜自然海浜保全地区	三豊市
小部自然海浜保全地区、鹿島自然海浜保全地区、甲崎東自然海浜保全地区、田井自然海浜保全地区、千軒自然海浜保全地区、尾子自然海浜保全地区、柚ヶ浜自然海浜保全地区	土庄町
古江自然海浜保全地区、遠手浜自然海浜保全地区、吉野崎自然海浜保全地区	小豆島町
計	23 箇所

イ) 環境影響評価制度の適正な運用

- 開発事業による環境への影響を回避・低減するため、一定規模以上の開発事業については、事業者に対して、法令に基づき、事業の内容が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ自ら調査、予測、評価を行い、その結果を公表して、広く意見を聴いた上で計画するよう指導します。
- 法令などの対象とならない一定規模未満の開発事業については、環境配慮指針に基づき、事業活動に伴う環境への負荷低減に向けた事業者の自主的かつ積極的な取組みの推進に努めます。

2-2-3 自然記念物等の保護・保全

ア) 自然記念物等の保護・保全の推進

- 周辺の土地と一体となって良好な自然環境を形成している植物、地質、鉱物などの自然記念物や、郷土の景観や地域のシンボルとして貴重な樹木である香川の保存木、名勝、天然記念物などについて、適切な保護・保全を図るため、法令等に基づく規制やみどりの巡視員、文化財保護指導委員による巡視を行うとともに、自然記念物等の内容や価値の周知など、自然記念物等の保護・保全に対する県民意識の醸成に努めます。
- 自然記念物や天然記念物、香川の保存木の適切な保護・保全が図られるよう、専門家の協力を得ながら現況を調査し、管理者に対して、管理方法について助言するなどの支援を行います。

2-2-4 生物多様性の保全

ア) 生物多様性保全の推進

- 民間団体などと連携して、生物多様性保全を実現するための普及啓発活動を推進するとともに、専門家が行う現地調査に伴う作業の補助やフィールド講座での解説などの体験を通じて、生物多様性の保全に関する指導的役割を期待される人材を育成します。

イ) 希少野生生物の保護

- 香川県レッドデータブックで絶滅のおそれが高いと評価された種について、現状の把握に努めるとともに、個体群の保護増殖を目的とした保護活動や普及啓発事業、希少野生生物の生息・生育に支障を及ぼす侵略的外来種対策などを実施します。
- 希少野生生物のうち、特に保護を図る必要がある種については、「香川県希少野生生物の保護に関する条例」に基づき、「指定希少野生生物」や「指定希少野生生物保護区」に指定するなど、地域とも連携した保護増殖や生息・生育地などの保全を図ります。

表5 香川県レッドデータブック 2021 掲載種

分類群	種 数					
	絶滅	絶滅危惧Ⅰ種	絶滅危惧Ⅱ種	準絶滅危惧	情報不足	合計
植物	14	245	109	80	14	462(44.8%)
哺乳類	1	0	0	2	1	4(0.4%)
鳥類	0	9	35	40	0	84(8.1%)
爬虫類	0	0	0	3	2	5(0.5%)
両生類	0	1	2	3	0	6(0.6%)
汽水・淡水魚類	0	12	13	6	2	33(3.2%)
昆虫類	10	27	74	126	48	285(27.6%)
甲殻類	0	1	0	5	0	6(0.6%)
貝類	2	65	35	37	8	147(14.2%)
合計	27 (2.7%)	360 (34.9%)	268 (25.9%)	302 (28.9%)	75 (7.6%)	1,032 (100.0%)

資料：香川県レッドデータブック 2021

ウ) 野生鳥獣の保護管理

- 鳥獣保護管理事業計画に基づき、野生鳥獣の生息環境の保全と狩猟の適正化を図るとともに、野生鳥獣保護センターなどにおける傷病鳥獣の保護などの活動を推進するほか、愛鳥週間などにより、野生鳥獣の保護管理の重要性についての普及啓発活動を行います。

指標

施策展開	項 目	単位	現況【R2年度】	目標【R7年度】
2-2-1	県立自然公園野営場等の利用者数	千人	70 (H28～R2 累計)	77 (R3～7 累計)
2-2-2	みどりの巡視員等による巡視延べ日数(再掲)	日	600	600
2-2-3	自然記念物、天然記念物等の保護のための調査・支援(累計)	件	37 (H28～R2 累計)	40 (R3～7 累計)
2-2-4	生物多様性に関する県民の認知度	%	37 (R3.6 現在)	50

方向性を同じくするSDGsのゴール

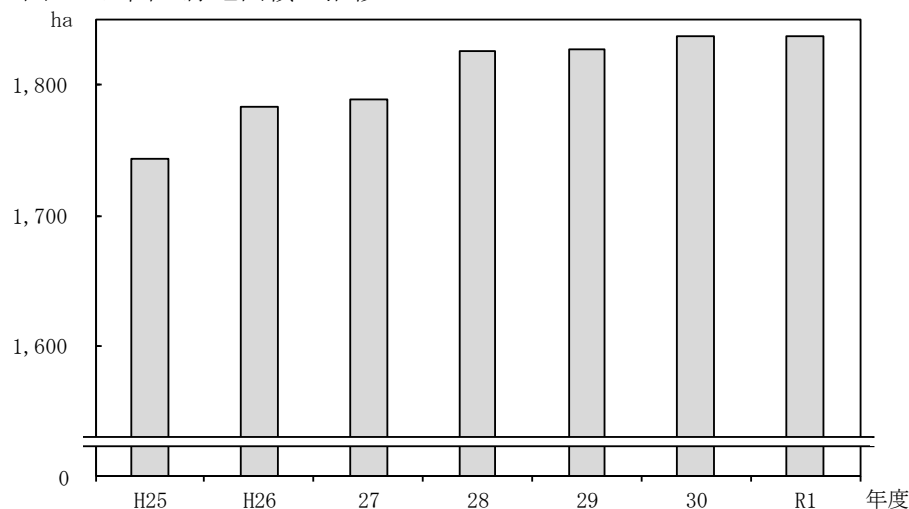


2-3 身近なみどりの整備・管理

現状と課題

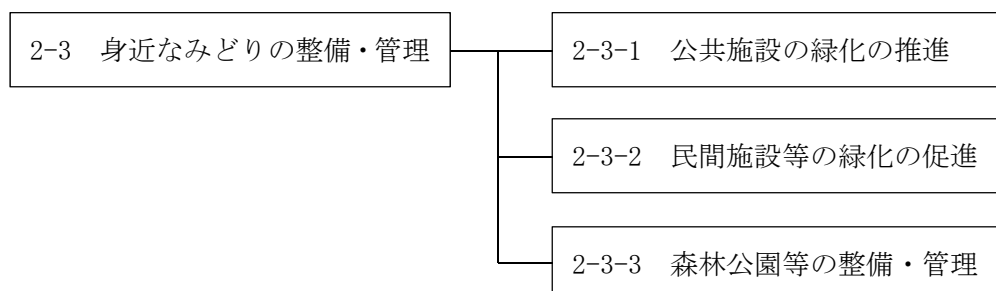
- みどりの充実を図るため、庁舎や学校、病院などの公共施設においても、地域の特性や自然環境などと調和を図りながら緑化を進めていますが、地球温暖化の防止や生物多様性の保全などにおける「みどり」の機能や役割が注目されるなか、今後は、関係機関とも連携を図りながら、緑化の質の向上に努めるとともに、市町に対しても、緑化の推進を働きかけていく必要があります。
- すでに、街なかの広場や街路などでは、花や樹木の手入れを行っている自治会やボランティアなど、多くの人たちが地域の緑化活動に取り組んでおり、また、企業や社会福祉施設などにおいても、地球温暖化防止などの観点から、建築物などの緑化に取り組んでいることから、身近なみどりを広げていくためには、これらの緑化活動を促進していく必要があります。
- 「新しい生活様式」の実践が求められるなか、豊かなみどりの中で心身ともにリフレッシュできる場を確保することは、「新たな日常」に向けた取組みを進めるうえでも重要であることから、より多くの人に、安全・安心・快適に森林公園などを利用してもらえるよう、計画的な施設・設備の整備を図っていく必要があります。

図9 公園・緑地面積の推移



資料：香川県みどり整備課

施策の体系



2-3-1 公共施設の緑化の推進

ア) 県有施設の緑化の推進

- 屋上緑化の普及モデルとして県庁舎屋上の庭園を管理・運営するなど、県が設置し、または管理する公共施設について、屋上緑化や壁面緑化など地域の特性を踏まえた緑化を図ります。
- 一定区間の道路の緑化を行う「香川さわやかロード」や港湾緑地の整備に取り組むなど、地域の特性や自然環境などとの調和に配慮した、地域にふさわしいみどりづくりを進めます。

イ) 関係機関との連携強化

- 緑化基準・緑化技術マニュアルなどに基づく緑化が図られるよう、関係機関と連携して、緑化の質の向上に努めるとともに、市町に対しても、緑化の推進を働きかけます。

2-3-2 民間施設等の緑化の促進

ア) 都市部における緑化の支援

- みどりが少ない都市部における緑化を効果的に進めるため、都市計画区域にある民間施設などの芝生化や建物緑化を支援します。

イ) 緑化相談等による支援

- 樹木医による「みどりのSOS相談」や緑化技術の情報提供、園芸総合センターにおける園芸相談などにより、地域や日常の暮らしの中での緑化活動を支援します。

2-3-3 森林公園等の整備・管理

ア) 森林公園の整備・管理

- 県民が安全・安心・快適に森林公園を利用できるよう、計画的な施設・設備の整備に努めるとともに、年間を通じた利用が進むよう、多彩なイベントの実施や効果的な情報発信などに取り組むほか、森林公園の魅力を高め、より一層活用していくための方策についても検討します。

表6 森林公園の整備状況

名 称	開園年度	面積 (ha)
公湊森林公園	昭和 53 年度	93
満濃池森林公園	昭和 63 年度	64
ドングリランド	平成 17 年度	31
計	3 箇所	188

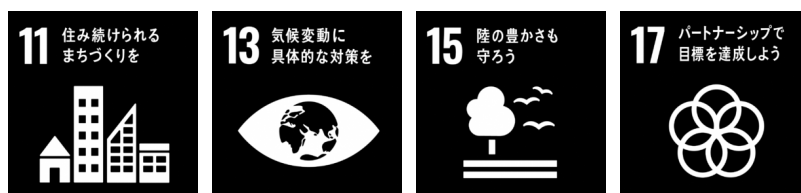
イ) 都市公園の整備・管理

- 快適な生活環境の創造を図るため、都市公園の整備を進めるとともに、既存の都市公園について、県民が安全に安心して利用できるよう、市町などと連携を図りながら、計画的に施設を更新・修繕するなど、適切な維持管理に努めます。

指標

施策展開	項目	単位	現況【R2年度】	目標【R7年度】
2-3-1	緑化基準や緑化技術マニュアル等に基づき緑化に取り組んでいる市町数	市町	0	全市町
2-3-2	街なか緑化推進事業の実施箇所数（累計）	箇所	23 (H28～R2 累計)	20 (R3～7 累計)
2-3-3	森林公園の入園者数（累計）	千人	2,821 (H28～R2 累計)	2,960 (R3～7 累計)

方向性を同じくするSDGsのゴール



基本方向3 県民総参加のみどりづくり

【施策区分（大項目）3の指標】

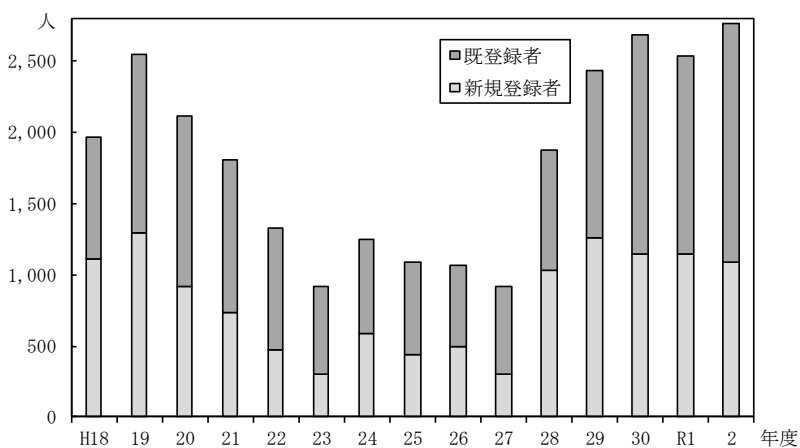
項目	単位	現況【R2年度】	目標【R7年度】
県民参加の森づくり参加者数（累計）	人	40,906 (H28～R2 累計)	45,000 (R3～7 累計)
森林ボランティア活動の関心度	%	61 (R3.6 現在)	65

3-1 みどりづくりへの理解と参加の促進

現状と課題

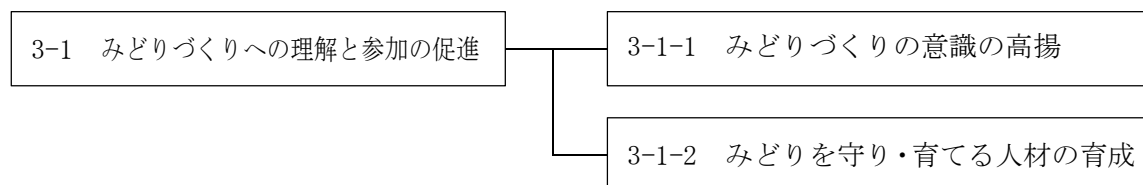
- 人と森林との関わりの希薄化によって放置される森林が増え、森林が有する多面的機能の低下が懸念されるなか、「みどりづくり」に対する県民の理解を深めることが重要となっており、さまざまな啓発活動を通じて、「みどりづくり」に対する県民の意識を高めるとともに、みどりを守り・育てる人材の育成や、県内のさまざまな地域で森づくり活動に取り組んでいる森林ボランティア団体などの活動が継続していけるような取組みを行う必要があります。

図10 どんぐり銀行受付者数の推移



資料：香川県みどり整備課

施策の体系



3-1-1 みどりづくりの意識の高揚

ア) どんぐり銀行活動の推進

- 子どもたちによる森づくりを中心とするみどりづくり活動への参加を一層進め、みどりの持つ働きの重要性を啓発するどんぐり銀行活動を推進します。

イ) 緑の募金活動への協力

- 緑化活動のための資金を充実させるため、街頭キャンペーンなど緑の募金活動や、緑の募金による助成事業についての県民への周知などに積極的に協力します。

ウ) CO₂吸収量認証制度のPR

- CSR活動に関心のある企業・団体の森林整備活動への参加を促進するため、森林の整備などによるCO₂吸収量認証制度について、リーフレットの配布等によるPRに取り組みます。

エ) 啓発イベントの実施

- 全国育樹祭の開催を契機として、機運が高まっている県民総参加のみどりづくりを一層推進するため、みどりづくりから林業、木材利用まで総合的に普及啓発を図るイベントの開催に努めます。

3-1-2 みどりを守り・育てる人材の育成

ア) みどりの学校の運営

- 森林ボランティア団体などとの協働により、みどりに関する「体験」、「学習」、「実践」ができる多様な講座を実施し、みどりを守り・育てる人材を育成します。

イ) 森林ボランティア活動等の充実

- 森林ボランティアに対する理解を深め、森づくり活動への新たな参加を促すため、森林とのふれあい活動や森づくり体験を行う機会の提供や、各種広報媒体を通じた森林ボランティア活動などの情報提供の充実に努めます。

ウ) 森林ボランティア活動等が継続する取組みの検討

- 森林ボランティア活動を担う人材の高齢化などにより、後継者の確保が課題となっていることから、森林ボランティア活動などが継続していくために必要な取組みについて検討します。

施策展開	項目	単位	現況【R2年度】	目標【R7年度】
3-1-1	どんぐり銀行新規預金者数 (累計)	人	5,668 (H28～R2累計)	6,000 (R3～7累計)
3-1-2	みどりづくり活動団体数	団体	30	35

方向性を同じくするSDGsのゴール

4 質の高い教育を
みんなに



13 気候変動に
具体的な対策を



15 陸の豊かさも
守ろう



17 パートナーシップで
目標を達成しよう

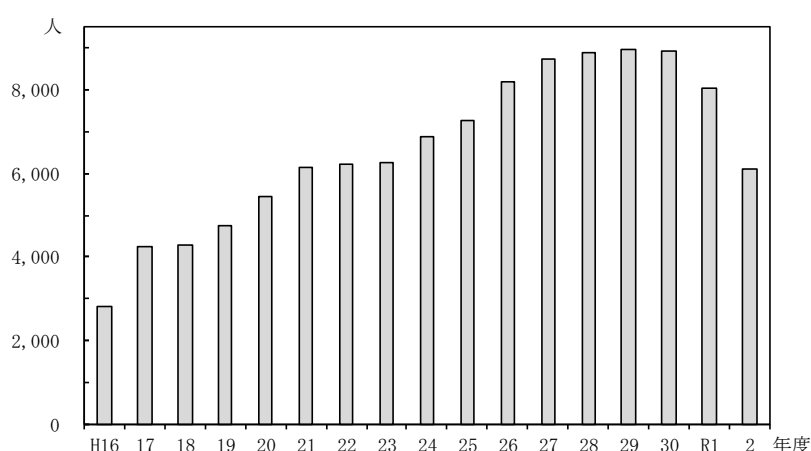


3-2 県民参加のみどりづくりの推進

現状と課題

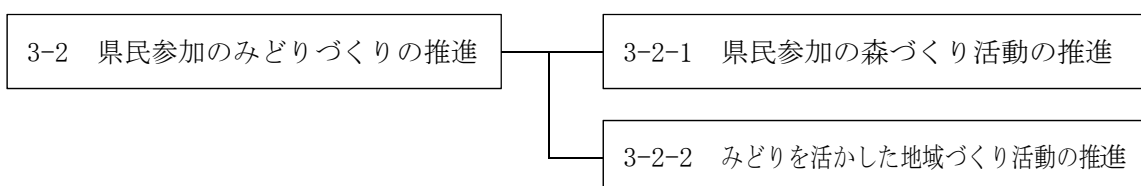
- 森林をはじめとする「みどり」は、県民共通の財産であることから、みどりの重要な働きを普及啓発するとともに、県民総参加による「みどりづくり」を進めることが大切であり、みどりを守り、育てる人材の育成に加え、里山の活用・保全や農山村地域と都市住民との交流、河川や海岸の保全活動など、「みどり」を活かした地域づくり・社会づくりを推進するため、引き続き、市町や森林ボランティアなどと連携し、次世代を担う子供たちやCSR活動に関心のある企業や団体を含め、多様な主体による「みどりづくり」の活動を支援していく必要があります。

図 11 県民参加の森づくり参加者数の推移



資料：香川県みどり整備課

施策の体系



施策展開

3-2-1 県民参加の森づくり活動の推進

ア) 緑の少年団の活動支援

- 森づくりや緑化推進の次世代を担う緑の少年団の育成と活動の活性化を図るため、小学校などに新たな少年団の設立を働きかけるとともに、少年団が行うみどりづくり活動を支援します。

イ) みどりとのふれあいの推進

- 手入れが必要な森林の情報を収集し、CSR活動に関心のある企業や団体に提供するなど、多様な主体による協働の森づくりを推進します。

ウ) 「かがわ 山の日」の普及啓発

- 森林ボランティアなどと連携し、毎年11月11日の「かがわ 山の日」に合わせて、植樹

や間伐等の森づくり活動を行うなど、森づくりの重要性について普及啓発を行います。

3-2-2 みどりを活かした地域づくり活動の推進

ア) 地域の森づくり活動の支援

- 森林ボランティアや学識経験者などで構成されるかがわ森林・山村多面的機能発揮対策協議会と連携しながら、森林・山村多面的機能発揮対策活動を行う森林ボランティアを支援するとともに、各種イベントの開催や情報発信に努めるなど、里山の活用と保全活動を推進します。

イ) 農山村地域の交流促進

- 農山村の魅力ある地域資源を活かした農泊やグリーン・ツーリズムを推進するなど、農山村地域と都市住民との交流を促進します。

ウ) 川辺づくり活動の促進

- 行政と地域住民が協働して河川環境を保全する活動を活性化するとともに、地域住民が自主的に行う河川の美化、愛護運動を促進します。

エ) 海岸づくり活動の促進

- 浜辺の景観や岩礁、干潟に生育する植物などに影響を及ぼしている海岸漂着物等（海岸に漂着・散乱しているごみ）の回収・処理や発生抑制に取り組むとともに、地域住民が自主的に行う海岸の美化、愛護運動を促進します。

指標

施策展開	項目	単位	現況【R2年度】	目標【R7年度】
3-2-1	緑の少年団の団数	団	39	44
3-2-2	みどりづくり活動団体数 (再掲)	団体	30	35

方向性を同じくするSDGsのゴール



第5章 計画の推進

1 推進体制

2 進行管理

第5章 計画の推進

1 推進体制

今日のみどりに関する諸問題に適切に対処するとともに、計画のめざす「みんなで育て、活かす、みどり豊かな暮らしの創造」を実現させるためには、計画を県民総参加で推進していく必要があります。

そのためには、県や市町はもとより、県民、事業者、民間団体が、緑化の推進とみどりの保全に関して、それぞれが果たすべき役割を十分に理解し、相互に連携・協力しながら、主体的かつ積極的に行動する必要があります。

主 体	果たすべき役割
県	<p>県土のみどりづくりの牽引役として、この計画に基づき、国や市町、関係部局間の調整・連携を図りつつ、緑化の推進とみどりの保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。</p> <p>このため、県民や事業者、民間団体、市町を積極的に支援するとともに、みずからも、緑化の推進とみどりの保全のための事業を実施し、また、普及啓発を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○木材生産などの林業の活性化 ○森林・林業の担い手などの育成 ○森林や農地などの整備・保全 ○各種マニュアルや指針などの作成・普及 ○調査研究や技術の開発 ○県土全般の各種施策や制度の充実と適正な運用 ○モデル的事業の率先的な取組みによる市町・事業者に対する事業実施誘導 ○市町や民間団体の取組みへの支援など、「県民総参加のみどりづくり」の推進 ○普及啓発活動
市町	<p>地域に最も密着した基礎的な自治体としてその役割は重要であり、地域のみどりの特性を十分考慮した施策を展開するとともに、地域のみどりづくりの牽引役として、地域住民と一体となった緑化の推進とみどりの保全に関する施策を推進することが求められています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の緑化に関する各種施策や制度の充実 ○市町村森林整備計画などによる地域のみどりの整備・保全・利用 ○モデル的事業の率先的な取組みによる事業者に対する事業実施誘導 ○地域住民や民間団体の取組みへの支援 ○普及啓発活動

主 体	果たすべき役割
県 民	<p>多様な恵みを受けているみどりを保全し、未来へと継承するためには、行政だけでなく県民の積極的な関与と協力が必要があることから、県民総参加によるみどりづくりの実現が期待されます。</p> <p>このためには、県土の保全や水源の涵養などの公益的機能を有するみどりを県民共有の貴重な財産としてとらえ、身近なみどりをより良きものにしていくための行動を、みずから実践していく必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○身近な緑地の適切な管理 ○家庭や職場、地域の公園など身近な場所での積極的な緑化 ○県や市町、民間団体の取組みへの積極的な参加・提案 ○地域のみどりづくり計画やボランティア活動への参加・提案 ○緑の募金を通じた緑化活動の支援 ○県産木材や特用林産物の利用 ○県産木材や特用林産物の利用に向けた取組みへの参加・提案
事業者	<p>所有地の緑化に積極的に取り組むことはもとより、企業の社会的貢献活動の一環として、地域のみどりづくりに積極的に参加することが期待されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○工場、事業所の緑化 ○県や市町、民間団体の取組みへの積極的な参加・提案 ○地域のみどりづくり計画やボランティア活動への支援・参加・提案 ○緑の募金を通じた緑化活動の支援 ○県産木材や特用林産物の利用に向けた取組みへの参加・提案
民 間 団 体	<p>地域に根ざした地道な活動をしている自治会・PTAをはじめ、ボランティア団体やNPO法人などの民間団体は、みどりづくりの新たな主体として期待されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県や市町の取組みへの積極的な参加・提案 ○地域のみどりづくりへの自発的な取組みの実施 ○地域住民などに対する取組みへの参加の呼びかけ ○県産木材や特用林産物の利用に向けた取組みへの参加・提案
森 林 所有者	<p>所有者として森林を管理すべきという自覚を持って、県土の保全や水源の涵養など多くの公益的機能を持つ森林を適切に管理するとともに、県産木材の搬出などに取り組むことが期待されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○適切な森林整備 ○県産木材などの積極的な搬出 ○特用林産物の生産 ○里山資源の積極的な利用
林 業 経営体	<p>森林経営の受託、経営基盤の強化などを積極的に行うことによって、本県の森林保全・整備の中核的な役割を担うことが期待されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域にあった低コスト林業の実施 ○森林施業の集約化の取組み ○森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けた取組み ○木材業者や工務店などの木材産業関係者との連携による県産木材の利活用

2 進行管理

計画の進行管理は、次表のとおり、指標と数値目標を設定し、毎年度、達成状況を含めた進行管理を行うとともに、その結果を環境審議会に報告します。また、社会情勢や財政状況などの変化に柔軟に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

指 標	単位	施策項目	現況 (R2年度)	目標 (R7年度)	指標の選定理由	目標値設定の考え方	
森林整備と森林資源循環利用の推進							
1	県産認証木材の搬出量	m ³	1	10,230 (H28～R2平均)	12,000	持続的な森林の整備・保全につながる県産認証木材の利用を促進する必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、現況値から2割の増加をめざす。
2	森林整備と木材利用に関する認知度	%	1	47 (R3.6現在)	60	森林整備と森林資源循環利用の重要性について、県民の認知度を高める必要があるため。	現況（R3.6現在）から13ポイント増加させ、60%をめざす。
3	森林整備面積（累計）	ha	1-1-1	4,536 (H28～R2累計)	5,000 (R3～7累計)	間伐や植林などの森林整備を推進する必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、1,000ha/年の整備をめざす。
4	林内路網延長	km	1-1-2	1,714	1,749	林道や森林作業道による林内路網整備を促進する必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、7.0km/年の増加をめざす。
5	林業経営者が作成した森林経営計画の認定面積	ha	1-1-3	3,361	3,660	面的なまとまりのある森林を確保し、施業の集約化を図る必要があるため。	今後の見込みを踏まえ、5年間で約300haの増加をめざす。
6	県産認証木材取扱事業者数	事業者	1-2-1	35	42	流通体制を整備するためには県産認証木材を取り扱う事業者数を確保する必要があるため。	現況値から2割の増加をめざす。
7	県産木材の県内での利用量	m ³	1-2-2	3,278 (H28～R2平均)	3,900	県産木材の公共建築物・民間住宅等での利用を促進するためには、県内での利用を拡大する必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、現況値から2割の増加をめざす。
8	県産木材の認知度	%	1-2-3	40 (R3.6現在)	50	県産木材の利用を促進するためには、「見たり使ったりしたことがある。」認知度を向上させる必要があるため。	現況（R3.6現在）から10ポイント増加させ、50%をめざす。
9	里山整備面積（累計）	ha	1-3-1	88 (H28～R2累計)	100 (R3～7累計)	放置竹林などが拡大する里山の整備を推進する必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、20ha/年の整備をめざす。
10	里山資源の生産量	t	1-3-2	224 (H28～R2平均)	260	薪、炭などにより未利用材の利用を促進する必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、現況値から2割の増加をめざす。

指 標		単位	施策項目	現況 (R2年度)	目標 (R7年度)	指標の選定理由	目標値設定の考え方
11	林業研究グループ、林業事業者への講習会等実施回数	回	1-4-1	7 (H28～R2平均)	10	林業後継者の確保・育成に向け、技術講習などを行う必要があるため。	現況値から5割の増加をめざす。
12	新規林業就業者数(累計)	人	1-4-2	59 (H28～R2累計)	50 (R3～7累計)	森林整備を支える担い手の育成・確保を推進する必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、10人/年の就業者の確保をめざす。
暮らしを支えるみどりの充実							
13	公園・緑地面積	ha	2	1,838 (R元)	1856 (R6)	県民がふれあうことのできるみどりを整備する必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、5年間で約18haの増加をめざす。
14	みどりの豊かさ(森林・公園など)の満足度	%	2	62 (R3.6現在)	65	みどり(森林・公園など)に関する事業実施の参考とするために、満足度を把握する必要がある。	現況(R3.6現在)から3ポイント増加させ、65%をめざす。
15	治山施設整備箇所数(累計)	箇所	2-1-1	56 (H28～R2累計)	75 (R3～7累計)	山地災害危険地区において、治山施設の整備を推進する必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえるとともに、上位計画との整合を図り、15箇所/年の整備をめざす。
16	保安林(国指定)の指定施業要件の見直し未了件数	件	2-1-2	1,512	0	公益的機能の維持のため、保安林で行える森林整備(間伐など)の内容を見直す必要があるため。	保安林(国指定)について、見直し未了の解消をめざす。
17	みどりの巡視員等による巡視延べ日数	日	2-1-3	600	600	違法開発の防止や早期発見のための監視を実施する必要があるため。	みどりの保護・保全に必要な600日/年の巡視を行う。
18	ナラ枯れ拡大防止対策のための更新伐の面積(累計)	ha	2-1-4	新規	25 (R3～7累計)	ナラ枯れ被害の拡大を防止する必要があるため。	薪などの需要や被害対策の今後の見込みを踏まえ、5ha/年の実施をめざす。
19	ニホンジカの年間捕獲頭数	頭	2-1-5	1,685 (H28～R2平均)	1,500	ニホンジカの生息頭数の減少と生息範囲の拡大防止を図る必要があるため。	第二種特定鳥獣管理計画の達成に向けた年間捕獲目標頭数1,500頭以上をめざす。
20	県立自然公園野営場等の利用者数	千人	2-2-1	70 (H28～R2累計)	77 (R3～7累計)	野外生活を通じて自然に親しむことができるよう県立自然公園などの利用促進を図る必要があるため。	これまでの実績から1割の増加をめざす。
17*	みどりの巡視員等による巡視延べ日数(再掲)	日	2-2-2	600	600	自然環境保全地域や緑地環境保全地域などについて、適切な保護・保全を図る必要があるため。	みどりの保護・保全に必要な600日/年の巡視を行う。

指 標		単位	施策項目	現況 (R2年度)	目標 (R7年度)	指標の選定理由	目標値設定の考え方
21	自然記念物、天然記念物等の保護のための調査・支援（累計）	件	2-2-3	37 (H28～R2累計)	40 (R3～7累計)	自然記念物、天然記念物などの適切な保護・保全が図られるよう、現況を調査し、管理者に対し管理方法等の助言を行うなどの支援が必要であるため。	平成28年度から令和2年度における自然記念物、天然記念物などに対する助言・支援、樹勢回復補助等の累計と同程度をめざす。
22	生物多様性に関する県民の認知度	%	2-2-4	37 (R3.6現在)	50	生物多様性の保全を図るためには、県民の生物多様性に関する認知度を向上させる必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、現況（R3.6現在）から13ポイントの増加をめざす。
23	緑化基準や緑化技術マニュアル等に基づき緑化に取り組んでいる市町数	市町	2-3-1	0	全市町	市町の実情に応じた緑化の推進が図られるよう、各市町の目標とする緑化基準や緑化技術マニュアルの策定を働きかける必要があるため。	全市町において、緑化基準などの策定を促し、その基準等に基づいた緑化を推進する。
24	街なか緑化推進事業の実施箇所数（累計）	箇所	2-3-2	23 (H28～R2累計)	20 (R3～7累計)	民間施設の芝生化や壁面緑化などの街なか緑化を推進する必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、4箇所/年の実施をめざす。
25	森林公園の入園者数（累計）	千人	2-3-3	2,821 (H28～R2累計)	2,960 (R3～7累計)	県民がふれあうことのできる身近なみどりの利用を促進する必要があるため。	これまでの実績から約5%の増加をめざす。
県民総参加のみどりづくり							
26	県民参加の森づくり参加者数（累計）	人	3	40,906 (H28～R2累計)	45,000 (R3～7累計)	県民総参加のみどりづくりに向け、森づくり活動への参加を促進する必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、9,000人/年の参加をめざす。
27	森林ボランティア活動の関心度	%	3	61 (R3.6現在)	65	みどりづくり活動の中心である森林ボランティア活動について、県民の関心を高める必要があるため。	現況（R3.6現在）から4ポイント増加させ、65%をめざす。
28	どんぐり銀行新規預金者数（累計）	人	3-1-1	5,668 (H28～R2累計)	6,000 (R3～7累計)	県民がみどりづくりへ参加するきっかけづくりを行う必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、1,200人/年の新規預金者の確保をめざす。
29	みどりづくり活動団体数	団体	3-1-2	30	35	県民のみどりづくりへの参加を受け入れる活動団体を確保する必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、1団体/年の増加をめざす。
30	緑の少年団の団数	団	3-2-1	39	44	みどりづくりの次世代を担う人材を育成する必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、1団/年の増加をめざす。
29*	みどりづくり活動団体数（再掲）	団体	3-2-2	30	35	企業や団体などの多様な主体による森づくり活動を促進する必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、1団体/年の増加をめざす。

参 考 資 料

- 1 用語解説**
- 2 天然記念物等の指定状況**
- 3 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例**
- 4 香川県環境基本条例**
- 5 令和元年度県政モニターアンケート調査結果の概要**
- 6 令和3年度県政モニターアンケート調査結果の概要**
- 7 計画策定の経緯**
- 8 香川県環境審議会委員名簿**

1 用語解説

あ

ICT

Information and Communication Technology の略で、情報通信技術という。「I T (Information Technology)」が、ソフトウェアやハードウェアなどの情報技術そのものを意味することに対して、ICT はデジタル情報をやりとりする技術やその活用方法を指すことが一般的である。

SDGs (持続可能な開発目標)

2015 年 9 月の国連サミットで採択された 2016 年から 2030 年までの国際目標であり、持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成される。

国の第五次環境基本計画においても、SDGs の考え方を活用して複数の課題を統合的に解決することが重要とされている。

NPO

Nonprofit Organization の略で、様々な非営利活動を行う非政府、民間の組織のこと。一般に、民間非営利組織と呼ばれ、学校、病院、老人ホームなどを営営する事業型 NPO、そうした活動に資金を提供する助成財団、環境問題など社会問題に取り組んだり、国際援助・交流を行う市民団体など多種多様なものが含まれる。

平成 10 年 3 月に、NPO の活動を促進するため、特定非営利活動促進法 (NPO 法) が制定された。

屋上緑化、壁面緑化

建築物の断熱性や景観の向上などを目的として、屋根や屋上、建物の外壁に植物を植えて緑化すること。

か

外材

外国から輸入した木材のこと。輸入先により、米材、南洋材、その他 (ニュージーランド材、北洋材、チリ材、ブラジル材) などの呼び方がある。

外来生物

国外や国内の他地域から人為的 (意図的または非意図的) に導入されることにより、本来の分布域を越え

て生息または生育することとなる生物種をいい、このうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものについては、国が「特定外来生物」に指定し、飼養・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入などが原則として禁止される。

香川さわやかロード

地域住民団体等が自発的意志のもとで香川県が管理する道路を養子として引き取り、一定区間の清掃、緑化等の維持管理を行う取組み。

県は市町の協力を得て、この取組みに対して支援を行っている。

香川の保存木

郷土の景観や地域のシンボルとして貴重な古木・巨樹を「香川県における樹木の保存に関する要綱」に基づき指定しているもの。

(令和 3 年 3 月末現在 116 件)

かがわの森 アンテナショップ

県産木材の利用を促進するため、県産木材及び県産木材製品の展示・販売、PR 等を行う施設。サンポート高松のかがわプラザに設置し、運営している。

かがわ山の日

県民共有の財産である森林を守ることの重要性について理解と関心を深め、森づくり活動への積極的な参加を呼びかけるため、平成 21 年に県が関係団体と共同で、毎年 11 月 11 日とすることを「かがわ山の日」として宣言したもの。

本県独自の「山の日」であり、県では、この日に合わせて県植樹祭や森づくり関連イベントを実施している。

環境影響評価制度

環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業について、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業の環境への影響を調査、予測、評価し、その結果に基づき、その事業について適切な環境配慮を行い、開発事業をより環境負荷の小さいものにしようとする制度。法律と条例に定められた一定規模以上の道路や空港、住宅地の造成などについて環境影響評価の実施が義務付けられている。

間伐

成長の過程で過密になった森林の立木の一部を抜き伐りして、立木の密度を調整し、樹木の成長や下層植生の生育を図る作業。

グリーン・ツーリズム

農山漁村で、農林漁業の体験やその地域の自然や文化に触れながら、地元の人々との交流を楽しむこと。

県産木材認証制度

県内で生産・加工された木材であることなどを証明する制度。

原木シイタケ

コナラ、クヌギ等の原木（0.9～1mの長さに切った木）にシイタケの菌を植えて栽培したもの。

これに対し、おがくずやチップ等の基材に水と添加物を加えて、容器に詰めた後にシイタケの菌を植えて栽培を行うものを菌床シイタケという。

県民参加の森づくり

県民参加の植林や竹林の整備等の森づくりの行事や暮らしの中で木材製品を利用すること。

公園・緑地面積

都市公園、港湾緑地、森林公園の面積を合わせたものの。

公益的機能

森林が持っている機能のうち広く一般に役立つものの。水資源の涵養や山地災害の防止、二酸化炭素の吸収源、生物多様性の保全、快適な環境を形成する機能など。

公共施設緑化基準

県が設置または管理する学校、公営住宅、庁舎等の公共施設について、緑化を行う場合の基準で、「みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例」に基づき定められている。

高性能林業機械

従来のチェーンソーや集材機等に比べて、作業の効率化や労働強度の軽減等の面で優れた性能を持つ林業機械のことで、プロセッサ、ハーベスタ、フォワード、スイングヤーダなどがある。

孤立丘（ビュート）

メサ状地形の浸食がさらに進むと、山頂部の平坦部

がわずかで急な斜面が多くなり、おむずび型の孤立丘となる。これをビュート（ビュート状地形）といい、讃岐平野に点在している。讃岐富士と呼ばれる飯野山が有名。

溶岩台地（メサ）参照

コンテナ苗

根巻きを防止できる容器で育苗した根鉢付き苗で、根に土がついている根鉢の状態で植栽することなどから、植栽後の活着率が高く、植栽時期の幅を広げることができる苗。

さ

作業システム

作業システムとは、木材生産現場における、立木の伐倒、林外への搬出、トラック積み込みまでの一連の作業プロセスを対象とした、作業と機械と人の有機的な組合せ。

砂防

荒廃した箇所には砂防えん堤や護岸工といった設備をつくり、未然に土砂災害の発生を防止すること。

山地災害危険地区

山地において発生する山腹の崩壊、崩壊土砂の流出等の土砂災害、地すべりにより、公共施設または人家に直接被害を与えるおそれのある地区で、地形、地質等から危険度が一定基準以上の箇所。

CSR

Corporate Social Responsibilityの略で、企業の社会的責任のこと。企業が利益を追求し、法令を遵守するだけでなく、人権に配慮した適正な雇用・労働条件、消費者への適切な対応、環境問題への配慮、地域社会への貢献など企業が果たすべき責任のこと。

自然海浜保全地区

自然海浜の環境を保全し、適正利用を図るため、瀬戸内海の内海海浜地およびこれに面する海面のうち、水際線付近において砂浜、岩礁など自然の状態が維持されているもの、または海水浴、潮干狩りなど公衆に利用されることが適当なものを「香川県自然海浜保全条例」に基づき指定しているもの。

（令和3年3月末現在23箇所）

自然環境保全地域

優れた天然林やこれと一体となって自然環境を形成

している地域、地形や地質が特異であり、または特異な自然の現象が生じている区域、その区域内に生存する動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している海岸、湖沼、湿原または河川の区域、希少あるいは固有な野生動植物が生息、または生育している区域を「香川県自然環境保全条例」に基づき指定しているもの。(令和3年3月末現在4地域)

自然記念物

植物、地質、鉱物等で、住民に親しまれているもの、由緒のあるものまたは学習的価値のあるもののうち、その周辺の土地と一体となって良好な自然環境を形成しているものを「香川県自然環境保全条例」に基づき指定しているもの。(令和3年3月末現在55件)

事前協議制度

「みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例」の規定により、森林法の地域森林計画の対象となっている民有林については0.1ヘクタール以上、それ以外の土地については1ヘクタール以上の土地開発行為を行う前に、知事との協議を義務付けている制度。

自然公園

わが国のすばらしい自然の風景地や生物多様性の保護・保全のため、また、野外レクリエーション・自然体験活動の場として区域を定めて指定されるもの。国が指定する国立公園(海城公園を含む)、国が都道府県の申出により指定する国定公園、都道府県が指定する都道府県立自然公園の3種類がある。

本県には、瀬戸内海国立公園と大滝大川県立自然公園がある。

指定管理者制度

平成15年6月の地方自治法の改正により、公の施設の管理について、適正かつ効率的な運用を図ることを目的として創設された制度で、地方公共団体が指定する指定管理者に管理を代行させる制度。

指定希少野生生物

香川県希少野生生物の保護に関する条例により、県内の希少野生生物(絶滅のおそれがある野生生物)のうち、特に保護を必要とする種を指定し、生きた個体の捕獲、採取、殺傷または損傷が原則禁止されている。

樹木医

(一財)日本緑化センターが実施する樹木医資格審査に合格した、樹木の診断や治療、保護・育成並びに

樹木保護に関する知識の普及および指導を行う専門家。

令和3年4月現在の県内の樹木医は27名。

人工林

人工造林など人の手により更新され、成立した林のこと。これに対し、自然の力により更新され、成立した林を天然林という。

侵略的外来種

「外来種」のうち、我が国の生態系、人の生命または身体、農林水産業などへの被害を及ぼすおそれがあるもの。

森林組合

森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養および森林生産力の増進を図ることを目的として、森林組合法に基づいて設立された協同組合。

森林組合には、森林所有者を組合員とする森林組合および生産森林組合のほか、森林組合を会員とする森林組合連合会がある。森林組合などの作業班員と表現する場合は、香川県森林組合連合会の作業班員を含む。

森林経営管理制度

適切な経営管理が行われていない森林の経営管理を、意欲と能力のある林業経営者に集積・集約化するとともに、それができない森林の経営管理を市町村が行うことで、森林の経営管理を確保し、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図る制度。

森林経営計画

森林所有者等が自己の所有する山林、または委託を受けた森林について、森林法の規定に基づき作成する計画。市町村長に認定を求められることができる。この計画には、森林経営の長期の方針や森林施業に関する計画を記載する必要がある。

森林作業道

間伐をはじめとする森林整備、木材の集材・搬出のため、整備する林業機械の走行を想定した簡易な構造の道。

森林施業

森林を育成するために、植栽、下草刈り、間伐など森林に対する働きかけを継続的に行うこと。

森林施業プランナー

所有面積が小規模な森林所有者の森林を取りまとめ、森林施業の方針や施業の事業収支を示した施業提案書を作成して森林所有者に提示し、施業の実施に関する合意形成を図るとともに、面的なまとまりをもった森林施業計画（森林経営計画）の作成の中核を担う人材。

森林総合監理士

森林・林業に関する専門的かつ高度な知識及び技術並びに現場経験を有し、長期的・広域的な視点に立って地域の森林づくりの全体像を示すとともに、市町村森林整備計画の策定等の市町村行政を技術的に支援する人材。

森林病害虫等

樹木または林業種苗に損害を与える害虫や樹木の病気などをいう。松枯れの原因となる松くい虫をはじめ、マツケムシなどの害虫類、病原菌類、病原ウイルスのほかには林野火災なども含まれる。

森林保険

森林保険法に基づき、国立研究開発法人森林総合研究所が保険者となり、森林所有者を被保険者として、火災、気象災、噴火災により森林に発生した損害を補てんする保険。

水源の涵養

森林などにおいて、土壌に雨水を貯留し、ゆっくりと流出させることで、河川に流れる水量を安定させる機能のほか、雨水が土壌に浸透・通過することにより水質を浄化する機能。

生物多様性

たくさんの種類の生き物すべてが複雑に関わりあって存在していること。

施業の集約化

森林組合などが隣接する複数の森林所有者から路網の作設や間伐等の施業を受託し、一括して行うこと。個々に行うよりも効率的に施業を行い、コストダウンを図ることが可能となる。

全国育樹祭

継続して森を守り育てることの大切さを普及啓発するため、昭和52年から、皇族殿下を迎え、国土緑化推進機構と開催県の共催で毎年秋季に開催される行事。

多面的機能（多面的な機能）

国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など、農山漁村で行われる農林水産業の営みにより生じるさまざまな機能。

地球温暖化

人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表や大気の温度が追加的に上昇する現象。

治山、治山施設

森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、また、水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図る国土保全政策の一つ。

森林法に規定する保安林の指定目的を達成するために行う保安施設事業と、地すべり等防止法に規定する保安林等の存する地域で行う地すべり防止工事等の事業をあわせたもの。

治山事業のために設置される治山ダム、土留、水路、落石防護柵などの人工的な施設や構造物を治山施設という。

天然記念物

文化財保護法、または香川県文化財保護条例に基づいて指定された、学術上貴重な動物・植物および地質・鉱物。

天然更新

天然下種、ぼう芽など、主として天然力を活用して行う更新。

特定外来生物

外来生物を参照。

特用林産物

きのこ、くり、わらび、ぜんまい、たけのこ、炭などの森林や原野から産出される産物で、木材以外の林産物の総称。

都市公園

国や地方自治体が良好な都市環境を創出するため、都市公園法に基づき設置した公園。

近くの住民が利用する住区基幹公園、丸亀総合運動公園などの運動公園、栗林公園のように歴史的に由緒のある歴史公園、琴弾公園のような景勝地である風致

公園、香東川公園や土器川公園のような都市緑地、国営讃岐まんのう公園のような国営公園などに分類される。

どんぐり銀行

どんぐりを集めて苗木として払い戻すといった緑化活動のほか、県民参加による森づくり活動や、自然観察等を通じた森林体験により、県民に積極的に森づくりに携わってもらおうという活動。

な

ナラ枯れ

カシノナガキクイムシがナラ・カシ類等の幹にせん入して、体に付着したナラ菌を樹体内に大量に持ち込むことにより、ナラ・カシ類の樹木が集団的に枯死する現象であり、樹木の伝染病。

昭和初期から被害の報告はあるが、平成14年度以降特に増加しており、香川県では、令和元年度に初めてナラ枯れの発生が確認された。

農業振興地域整備計画

県が指定した「農業振興地域」が存在する市町が定める計画。地域内に今後とも長期にわたり農業上の利用を図る「農用地区域」を設定する。

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、国は「農用地等の確保等に関する基本指針」を定め、県は当該指針に即して「農業振興地域整備基本方針」を定めるとともに「農業振興地域」を指定する。

農地転用許可制度

優良農地の確保と非農業的土地利用との調整を図る観点から、農地を立地条件等により区分し、開発を農業上の利用に支障の少ない農地に誘導するとともに、資産保有目的等での農地取得を認めないこととする、農地法に基づく制度。農地転用とは、耕作の目的に供さない土地にすること。対象となる農地には、現に耕作されていなくても、耕作しようとするならばいつでも耕作可能な農地（不耕作地等）も含まれる。

農泊

農山漁村地域に宿泊し、滞在中にその地域の農産物を活用した食事や農業体験などを楽しむ「農山漁村滞在型旅行」のこと。

は

搬出間伐

成長の過程で過密になった森林の立木の一部を抜き

伐りして、立木の密度を調整し、樹木の成長や下層植生の生育を図る間伐で、伐採された木を利用目的で林外に搬出する作業。

ヒートアイランド現象

事業所や家庭用冷暖房、自動車などからの熱エネルギーの放出、ビル・舗装道路等による地面の被覆、下水道の発達などによって、水分の蒸発散量が減少し、地表温度や気温が上昇する都市部特有の現象。

干潟

潮の満ち引きにより、干出と水没を繰り返す平坦な砂泥底の地形で、内湾や河口域に発達する。浅海域生態系のひとつであり、多様な水生生物の生育・生息場所となるほか、水質浄化など重要な役割を果たしている。

フォレストマッチング

森づくりに関心のある企業・団体と県、地元市町等が協働の森づくり協定を締結し、企業等の社員等の参加と経費負担により、森林整備を進める取組み。

文化財保護指導委員

文化財について、随時、巡視を行い、所有者などに対し文化財の保護に関する指導および助言をするとともに、地域住民に対し、文化財保護思想について普及活動をする者。

（令和3年3月末現在47人）

壁面緑化

屋上緑化を参照。

保安林

公益上の目的を達成するため、森林法に基づいて、農林水産大臣または知事が指定した森林。

水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備、飛砂防備、防風、水害防備、潮害防備、干害防備、防雪、防霧、なだれ防止、落石防止、防火、魚つき、航行目標、保健、風致の17種類があり、森林の施業や開発行為に一定の制限が課せられている。

ま

松くい虫被害

マツノマダラカミキリにより媒介されるマツノザイセンチュウが引き起こすマツ類の樹木の集団的な枯死の現象のこと。

みどりのSOS相談事業

樹木医の資格を持つ県職員が、みどりに関係する各種イベントにおいて、緑化相談や樹木の治療相談等に応じる事業。

みどりの学校

みどりとのふれあいを通して、みどりに対する理解を深めてもらうため、子どもから大人までのあらゆる世代を対象に、みどりに関する「体験」、「学習」、「実践」ができる多様な講座を実施するもの。

みどりの巡視員

自然環境の保全を目的に、自然環境保全に熱意を有し、その業務の遂行に必要な資質を有する者に委嘱しており、巡視の対象は主に森林、県条例で定める県立自然公園、自然環境保全地域、緑地環境保全地域、自然記念物、自然海浜保全地区等である。

みどりの保全協定

「みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例」に基づく事前協議が必要な土地開発行為のうち、①土石の採取または鉱物の掘削行為、②法高20m以上または法面積2,000㎡以上の法面が形成される土地開発行為、③その他特に緑化が必要な土地開発行為を行う場合に、開発跡地の緑化を確実にを行うことを保証するために、あらかじめ知事と土地開発協議者が結ぶ協定。

緑の少年団

緑を愛し、緑を守り、育てる心を養うことを目的に活動する少年たちの自主的団体。

緑の募金

「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき、毎年、農林水産大臣の定める期間内に限って行う寄附金の募集。寄附金は森林整備等の推進に用いる。

民有林

国有林以外の森林。所有者別に都道府県有林や市町村有林などの公有林と私有林がある。

木育

木と関わることで、木に対する親しみや理解を深めることにより木を生活に取り入れたり、みずから森づくりに貢献する人の育成を目指す活動。

藻場

内湾や浅瀬に海藻等が濃密に茂っている場所。魚介

類の産卵場所や幼稚魚の生息場所として重要であり、水質浄化などの効果もある。

や

溶岩台地（メサ）

メサ（メサ状地形）は、山頂部が平坦な台状（テーブル状）の地形で、県内では屋島が有名。この地形は、上部に硬岩、下部に軟岩があり、軟岩の浸食が進み硬岩が足下をすくわれるように崩れ落ちて急崖ができあがったと考えられている。

ら

緑地環境保全地域

香川県自然環境保全条例に基づき、市街地またはその周辺にあるこれらの区域およびこれと一体となって自然環境を形成している区域で、その区域を保全することが地域の良好な生活環境の確保に役立つ地域として指定しているもの。（令和3年3月末現在5地域）

緑化技術マニュアル

「みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例」に基づき制定された「香川県公共施設緑化基準」により公共施設の緑化を行う場合等の指針。

林業労働力確保支援センター

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、事業主が一体的に行う雇用管理の改善および事業の合理化並びに新たに林業に就業しようとする者の就業を支援することにより、林業労働力の確保を図ることを目的として、知事の指定を受けた一般社団法人または一般財団法人。

林業研究グループ

森林所有者等で構成され、森林づくりの技術や経営改善、地域づくりや交流など森林・林業にかかわる活動を行う自主的なグループ。

林地開発許可制度

森林法の規定により、地域森林計画の対象となっている民有林において、1ヘクタールを超えて開発行為（土石の採掘、宅地造成等土地の形質を変更する行為）を行う場合に、あらかじめ知事の許可を義務付けている制度。許可の要件は、①災害を発生させるおそれがないこと、②水害を発生させるおそれがないこと、③水の確保に著しい支障がないこと、④環境を著しく悪化させないことの4条件である。

林地台帳制度

市町村が統一的な基準に基づき、森林の土地の所有者や林地の境界に関する情報などを整備・公表する制度。

齢級

森林が成立してからの年数である林齢（人工林では、苗木を植栽した年を1年生とし、以後2年生、3年生と数える）を、5年ごとに一括りにしたもの。林齢1～5年生を1齢級、6～10年生を2齢級と数える。

路網

植栽や立木の伐採などの森林の整備や利活用を効率的に行うための林道、森林作業道などの道の総称。

2 天然記念物等の指定状況

(1) 天然記念物の指定状況

区 分	名 称	所在地
特別天然記念物	宝生院のシンパク	土庄町
天然記念物	鳥骨鶏	地域を定めず
	屋島	高松市
	円上島の球状ノーライト	観音寺市
	絹島および丸亀島、鹿浦越のランプロファイヤ岩脈	東かがわ市
	菅生神社社叢	三豊市
	象頭山	善通寺市・ 琴平町
	誓願寺のソテツ、皇子神社社叢	小豆島町
	天川神社社叢 琴平町の大センダン	まんのう町 琴平町
県指定天然記念物	船山神社のクス、ソテツの岡、根上りカシ、一瀬神社社叢、岩部八幡神社のイチョウ	高松市
	小与島のササユリ	坂出市
	善通寺市中村町の木熊野神社社叢、善通寺境内の大クス	善通寺市
	日枝神社の樟	観音寺市
	蛭子神社境内のムクの木、長尾衝上断層、大北のクワ、師走谷の大なら、南川のふじ	さぬき市
	与田寺のムクの木、三宝寺のボダイジュ	東かがわ市
	志々島の大くす	三豊市
	老杉洞の日本サル群、内海八幡神社社叢、福田八幡神社社叢	小豆島町
	浄源坊のウバメガシ、銚子溪の日本サル群、片山愛樹園のソテツ、王子神社社叢	土庄町
	蓮成寺のイヌマキとフウラン、熊野神社の二本杉	三木町
	ゆるぎ岩	宇多津町
	杉王神社のスギ	まんのう町
	高見島龍王宮社叢	多度津町

資料：生涯学習・文化財課（令和3年3月31日現在）

(2) 県自然記念物の指定状況

名 称	種 別	所 在 地
岩田神社のフジ、冠纒神社社叢、廣田八幡神社社叢、熊野神社社叢、櫻木神社の森、春日神社の森	植 物	高松市
塩江の不動の滝	地 形	
塩江の和泉層群基底礫岩	地 質	
十二社宮社叢	植 物	丸亀市
青木神社社叢	植 物	坂出市
若宮神社のイブキ、大麻神社社叢、吉田八幡神社の森	植 物	善通寺市
萩原寺のハギ、中姫八幡神社社叢、瀧宮神社の森	植 物	観音寺市
護摩山の岩頸、三重の滝	地 形	さぬき市
誉田八幡神社社叢、石清水八幡神社社叢、地主神社社叢、二宮神社の森	植 物	東かがわ市
みぞおちの滝	地 形	
小松尾寺のカヤ、二宮のネズ、雨宮神社社叢、巖島神社のタブ樹林、麻部神社社叢、荒魂神社社叢	植 物	三豊市
津島神社の柱状節理	地形・地質	
田井天津神社社叢、伊喜末八幡神社社叢、豊峰権現社の森	植 物	土庄町
湯船山の社叢、権現ノ鼻の森	植 物	小豆島町
花寿波島の海食地形	地 形	
小菘熊野神社社叢、丸岡八幡神社社叢、高仙神社社叢	植 物	三木町
小菘の虹の滝	地 形	
川上神社社叢、椎尾八幡神社の森、西ノ宮神社の森	植 物	綾川町
葛原正八幡神社社叢	植 物	多度津町
大宮神社社叢、天川神社社叢、鷺尾神社社叢、福家神社社叢、木熊野神社社叢、久保神社社叢、白鳥神社社叢、矢原邸の森、加茂神社の森	植 物	まんのう町
轟の滝	地 形	
木戸の馬蹄石	地 質	

資料：みどり保全課（令和3年3月31日現在）

(3) 香川の保存木の指定状況

名	称	所在地
三好邸のモミ、八栗寺のイチョウ、洲崎寺のイチョウ、和田邸のナシ、焼堂のモミジ、藤沢邸のツガ、藤沢邸のトチノキ、平尾神社のツブラジイ、大石さんのムクノキ、鷲峰寺のモミ、大原神社のヒノキ、池谷神社のフジ、妙見宮のヤマモモ、楠神社のクスノキ、森本邸のシダレウメ、高橋邸のヤマモモ、上原邸のムクノキ、中井家の赤スギ、十蓮坊のイスノキ群		高松市
光雲寺のモッコク、長徳寺のモッコク、春日神社のアキニレ、真光寺の松、八幡神社のクスノキ、土岐邸のカキ		丸亀市
白峰寺のモミ、荒神社のクロガネモチ、川田邸のニッケイ、川田邸のケンボナシ、白峰宮のクスノキ		坂出市
禅定寺登山道のヒノキ		善通寺市
観音寺東小学校のラクウショウ、白山神社のクス、安井菅原神社のクス、生木の地藏クス、法泉寺のボダイジュ、豊浜町東公民館のイブキ、豊浜八幡神社のクス、宗林寺のクロガネモチ、金神神社のクスノキ、観音さんのヤマモミジ、大野原八幡神社のクスギ		観音寺市
富田神社のクスノキ、三宅邸の胡蝶ワビスケ、大窪寺のサザンカ、大窪寺のイチョウ、道味墓地内のムクノキ、真覚寺のクスノキ、香川大学農学部太郎兵衛館のメタセコイア、長尾寺のクスノキ		さぬき市
白鳥神社のクスノキ、末国のナギ、勝覚寺のイチョウ、石清水神社のクスノキ、水主神社のいのり杉、五名小学校のヒイラギモクセイ、三宝寺のチシャノキ、井筒屋敷のホルトノキ		東かがわ市
薬師院のイチョウ、池ノ谷のアラカシ、古屋の大ガシ、上高瀬小学校のユーカリ、よりぞめさんのマキ、小松尾寺のクス、橋田邸のクロガネモチ、弥谷寺のバクチノキ、本門寺のクス、若宮神社のクロガネモチ、高良神社のクスノキ、長寿院のサルスベリ、積の雌雄クロガネモチ、香蔵寺のソテツ、常德寺の雌雄大ソテツ、細川邸のタブノキ、品福寺のラカンマキ、財田駅前タブノキ、釈迦堂のイチョウ、室浜大明神のシンパク、梵音寺のタブノキ、川江家のツバキ		三豊市
母倉邸のサザンカ、多聞寺のヤマモモ、唐櫃のシンパク、大部の大ガキ		土庄町
福田のアコウ、誓願寺のイブキ、オリーブ園のオリーブ、荒魂神社のウバメガシ、荒魂神社のムクノキ、亀山八幡宮のシンパク、農業試験場小豆分場のコルクガシ		小豆島町
津柳のネズミサシ、常光寺のイチョウ、三宝荒神のフジ、津婦呂木神社のムクノキ、津柳のケヤキ、和爾賀波神社のモミ		三木町
大將軍神社のアベマキ、常善寺のスイリュウヒバ		綾川町
大歳神社のシラカシ、金陵の郷の大楠		琴平町
川上神社のホオノキ、三角のカツラ、山熊神社のケヤキ、若林神社のセンダン、春日神社のムクノキ、山戸神社のカゴノキ、妙覚寺のコウヤマキ、琴南町役場のエノキ、西の宮のツブラジイ、尾の瀬神社のヤマザクラ、前ノ川神社のスギ、前ノ川神社のウラジロガシ、川上神社のケヤキ、山戸神社のヒノキ、仲南東小学校のクロマツ		まんのう町

資料:みどり保全課(令和3年3月31日現在)

3 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例(H14.4.1 施行)

平成14年3月27日

香川県条例第2号

目次

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 緑化の推進とみどりの保全に関する施策

第1節 緑化推進等基本計画(第6条)

第2節 緑化の推進とみどりの保全に関する基本的考え方(第7条—第12条)

第3節 緑化推進地域(第13条—第15条)

第4節 土地開発行為の事前協議等(第16条—第24条)

第3章 雑則(第25条・第26条)

第4章 罰則(第27条—第30条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、狭あいな県土を有し、その森林等の占める割合が低く、高度な土地利用が行われている本県において、みどりが有する県土の保全、水資源のかん養、地球温暖化防止その他の公益的機能の重要性にかんがみ、県民の参加と協働の下、県土の計画的な緑化を推進するとともに、みどりを保全するために必要な土地利用の調整を行うことにより、みどり豊かでうるおいのある県土づくりを図り、もって快適な環境の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) みどり 樹木等の植物が生育する森林、農地、草地その他これらに類する土地が形成している環境をいう。
- (2) 土地開発行為 次に掲げる行為をいう。
 - ア 土石を採取し、又は鉱物を掘採すること。
 - イ 土砂等により土地を埋め立てること。
 - ウ ア及びイに掲げる行為のほか、土地の形質を変更すること。
- (3) 土地開発事業者 土地開発行為を自ら行い、又は他の者に行わせる者をいう。
- (4) 開発区域 土地開発行為を行う土地の区域をいう。

(県の責務)

第3条 県は、緑化の推進とみどりの保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、前項の施策について、県民及び事業者の理解を深めるため、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(県民及び事業者の責務)

第4条 県民及び事業者は、県が実施する緑化の推進とみどりの保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市町との連携)

第5条 県は、緑化の推進とみどりの保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市町との連携を図るものとする。

第2章 緑化の推進とみどりの保全に関する施策

第1節 緑化推進等基本計画

第6条 知事は、緑化の推進とみどりの保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、緑化の推進とみどりの保全に関する基本的な計画（以下「緑化推進等基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 知事は、緑化推進等基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、香川県環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 知事は、緑化推進等基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、緑化推進等基本計画の変更について準用する。

第2節 緑化の推進とみどりの保全に関する基本的考え方

(公共施設の緑化)

第7条 県は、その設置し、又は管理する道路、都市公園、学校、公営住宅、庁舎等の公共施設について、知事が定める基準により、緑化を行うものとする。

(民間施設の緑化)

第8条 事務所又は事業所の所有者又は管理者は、その敷地内において緑化に努めるものとする。

(地域の緑地の保全等)

第9条 県は、地域住民の交流を促し、地域に対する誇りや愛着を育むため、地域において象徴となる緑地を保全し、及び確保するものとする。

(水辺のみどりの保全等)

第10条 県は、水辺のみどりが多様な生物の生育環境や生息環境となっていることにかんがみ、水辺のみどりを保全し、及び確保するものとする。

(森林の保全等)

第 11 条 県は、森林の有する公益的機能を確保するため、森林を保全し、及び整備するものとする。

(農地の保全等)

第 12 条 県は、農地、ため池等がみどり豊かな生活空間や田園景観を形成していることにかんがみ、農地、ため池等を保全し、及び確保するものとする。

第 3 節 緑化推進地域

(緑化推進地域の指定)

第 13 条 知事は、緑化を推進することが特に必要であると認める土地の区域を緑化推進地域として指定することができる。

2 知事は、緑化推進地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町長及び香川県環境審議会の意見を聴かなければならない。この場合においては、次条第 1 項に規定する緑化計画の案についても、併せて、その意見を聴かなければならない。

3 前項の場合においては、知事は、当該地域の区域内の土地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者（以下「土地所有者等」という。）から意見を聴くものとする。

4 知事は、緑化推進地域を指定したときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

5 第 2 項前段及び前 2 項の規定は緑化推進地域の区域の変更及び指定の解除について、第 2 項後段の規定は緑化推進地域の区域の拡張について、それぞれ準用する。

(緑化計画の決定)

第 14 条 知事は、指定に係る緑化推進地域の区域内の土地所有者等が作成した緑化計画（緑化推進地域における緑化に関する計画をいう。以下同じ。）の案を審査し、緑化計画を決定する。

2 知事は、緑化計画を決定したときは、その概要を告示しなければならない。

3 前条第 2 項前段及び前 2 項の規定は緑化計画の変更について、同条第 2 項前段及び前項の規定は緑化計画の廃止について、それぞれ準用する。

(緑化推進地域における緑化の推進)

第 15 条 緑化推進地域の区域内の土地所有者等は、緑化計画に基づき、当該区域内において緑化を推進しなければならない。

2 知事は、緑化推進地域の区域内の土地所有者等に対し、緑化の推進に関し必要な支援を行うことができる。

3 知事は、前項の規定により財政的支援を行う場合において、必要があると認めるときは、緑化推進地域の区域内の土地所有者等と緑化を推進するために必要な事項を内容とする協定を締結するものとする。

第4節 土地開発行為の事前協議等

(事前協議)

第16条 土地開発事業者は、次に掲げる土地開発行為を行おうとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

- (1) 開発区域に含まれる森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の地域森林計画の対象となっている民有林の面積が0.1ヘクタール以上である土地開発行為
- (2) 開発区域の面積が1ヘクタール以上である土地開発行為（前号に掲げる土地開発行為を除く。）

(3) 前2号に掲げる土地開発行為に相当する土地開発行為で規則で定めるもの

2 前項の規定は、次に掲げる土地開発行為には適用しない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の許可に係る土地開発行為（森林法第10条の2第1項の許可に係る土地開発行為を除く。）
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の許可に係る土地開発行為
- (3) 非常災害のため必要な応急措置として行う土地開発行為
- (4) 軽易な土地開発行為その他の規則で定める土地開発行為

3 土地開発事業者は、第1項の規定による協議をしようとするときは、規則で定めるところにより、協議書を知事に提出しなければならない。この場合において、土地開発事業者は、当該協議に係る土地開発行為を行うにつき法令等の規定により許可、認可その他これらに類する行為（以下「許認可等」という。）を要することとされているときは、当該協議書を当該許認可等に係る申請等の手続に先立ち提出するよう努めなければならない。

(開発計画の審査等)

第17条 知事は、前条第1項の規定による協議を受けたときは、当該協議に係る土地開発行為に関する計画（以下「開発計画」という。）が、県土の保全、水資源のかん養その他のみどりの公益的機能を保全するための基準に適合するものであるかどうかについて審査し、その審査結果その他の規則で定める事項を記載した書面（以下「協議終了通知書」という。）を当該協議を行った土地開発事業者に交付するものとする。

2 知事は、前項の規定による審査に当たっては、関係市町長の意見を聴くものとする。

3 知事は、第1項の規定により協議終了通知書を交付したときは、関係市町長にその旨を通知するものとする。

4 知事は、第1項の基準を定めたときは、これを公表するものとする。

(変更協議等)

第18条 協議終了通知書の交付を受けた土地開発事業者（以下「土地開発協議者」という。）は、開発計画の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。ただし、その変更が軽微な変更その他の規則で定める変更であるときは、この限りでない。

2 前項の規定による協議をしようとする土地開発協議者は、規則で定めるところにより、協議書を知事に提出しなければならない。

- 3 知事は、第1項の規定による協議を受けたときは、当該協議に係る開発計画が前条第1項の基準に適合するものであるかどうかについて審査し、その審査結果その他の規則で定める事項を記載した書面（以下「変更協議終了通知書」という。）を当該協議を行った土地開発協議者に交付するものとする。
- 4 第16条第3項後段の規定は第2項の規定による協議書の提出について、前条第2項の規定は前項の規定による審査について、同条第3項の規定は前項の規定による変更協議終了通知書の交付について、それぞれ準用する。
- 5 土地開発協議者は、第1項ただし書に規定する変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

（行為の制限）

- 第19条** 土地開発事業者は、第17条第1項の規定による協議終了通知書の交付を受けなければ、第16条第1項各号に掲げる土地開発行為を行ってはならない。ただし、当該土地開発行為が同条第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- 2 開発計画の内容の変更（前条第1項ただし書に規定する変更を除く。）をしようとする土地開発協議者は、当該変更に係る同条第3項の規定による変更協議終了通知書の交付を受けなければ、当該変更に係る土地開発行為を行ってはならない。

（土地開発行為の着手の届出等）

- 第20条** 土地開発協議者は、開発計画に係る土地開発行為に着手したときは、当該着手の日から5日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
- 2 土地開発協議者は、開発計画に係る土地開発行為を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。
 - 3 土地開発協議者は、開発計画に係る土地開発行為を完了したときは、当該完了の日から10日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
 - 4 知事は、前2項の規定による届出があった場合において、みどりの保全を図るために必要があると認めるときは、当該土地開発協議者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

（土地開発協議者の緑化義務）

- 第21条** 土地開発協議者は、開発計画に係る土地開発行為を行うときは、当該開発区域において適切な緑化を行わなければならない。
- 2 知事は、必要があると認めるときは、土地開発協議者と開発計画に係る開発区域のみどりの保全を図るために必要な事項を内容とする協定を締結するものとする。

（命令）

- 第22条** 知事は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者に対し、土地開発行為を停止し、又は必要な措置をとることを命ずることができる。
- (1) 第19条第1項又は第2項の規定に違反して土地開発行為を行った土地開発事業者
 - (2) 詐欺その他の不正の行為により協議終了通知書又は変更協議終了通知書（以下「協議終了通知書等」という。）の交付を受けて土地開発行為を行った土地開発事業者

(公表)

第 23 条 知事は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。

(1) 前条各号のいずれかに該当する土地開発事業者

(2) 協議終了通知書等に記載された事項と異なる土地開発行為を行った土地開発事業者

2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、その者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(立入検査等)

第 24 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土地開発協議者に対し、開発計画に係る土地開発行為の状況について報告を求め、又はその職員に、事務所その他の事業場に立ち入り、当該土地開発行為の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 3 章 雑則

(許認可等に対する配慮)

第 25 条 知事は、土地開発協議者が開発計画に係る土地開発行為を行うにつき法令等の規定により許認可等を要することとされている場合において、当該許認可等の権限を有するときは、協議終了通知書等の内容を配慮して当該許認可等を行うものとする。

(委任)

第 26 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 4 章 罰則

第 27 条 第 22 条の規定による命令に違反した者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 28 条 第 19 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反して土地開発行為を行った者は、30 万円以下の罰金に処する。

第 29 条 第 24 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20 万円以下の罰金に処する。

第 30 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 3 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則 [略]

4 香川県環境基本条例（H7.4.1 施行）

平成7年3月22日

香川県条例第4号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針等（第8条—第10条）

第2節 環境の保全のための施策（第11条—第20条）

第3節 地球環境の保全の推進等（第21条）

第3章 環境の保全に関する施策の推進（第22条—第23条）

附則

私たちのふるさと香川は、「玉藻よし讃岐の国は国柄か見れども飽かぬ」と万葉集にも詠まれたように、白砂青松と多島美を誇る瀬戸内海をはじめ、緑の山々が連な讃岐山脈、ため池や鎮守の杜などが点在する讃岐平野など、豊かな環境に恵まれ、また温暖で少雨という瀬戸内海沿岸に特有の気候を有している。このような自然条件の下、特色ある産業や文化がはぐくまれ、私たちは、生活を営んできた。

しかしながら、資源やエネルギーの大量消費などを伴う都市化の進展や生活様式の変化は、生活の利便性を高める一方で、環境への負荷を増大させ、人類の生存基盤である地球全体の環境までも影響を及ぼすに至っている。

もとより、私たちは、健全で恵み豊かな環境の下に、健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、その環境を守り、より質の高いものとして将来の世代に引き継いでいく責務を担っている。

このため、私たちは、狭あいな県土において高度な土地利用が行われているという本県の特徴を考慮しながら、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会の構築に向け、互いに協力し、不断の努力により、自主的かつ積極的に環境の保全に取り組む必要がある。

ここに、県下すべての人々の参加により、人と自然とが共生する田園都市にふさわしい潤いと安らぎに満ちた快適な環境を創造するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動より環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、健全で恵み豊かな環境が守られ、かつ、より質の高いものとして将来の世代へ継承され、及びその恵沢を県民が享受することができるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行わなければならない。

3 環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、地球環境の保全に資するように積極的に行わなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、公害の防止その他の環境への負荷の低減又は自然環境の適正な保全のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、県が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、県が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市町との連携)

第7条 県は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市町との連携を図るものとする。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第8条 県は、基本理念にのっとり、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、県民の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、多様な自然環境の保全、緑の創出等を図ることにより、県民が自然と共生する豊かな環境を創造すること。
- (3) 身近な緑、水辺地等を保全し、及び歴史的文化的遺産と一体をなす環境を保全するとともに、地域の特性を生かした美しい田園都市の形成を推進することにより、人と自然との豊かな触れ合いが保たれる潤いと安らぎのある快適な環境を創造すること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効な利用、廃棄物の減量等の推進を図ることにより、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築すること。
- (5) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の推進を図ることにより、地球環境の保全に資すること。

(香川県環境基本計画)

第9条 知事は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、香川県環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、本県の自然的社会的文化的な環境の特性を考慮して、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全に関する長期的な目標及び施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を推進するために必要な事項
- 3 知事は、環境基本計画を定めるに当たり、あらかじめ、香川県環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(香川県環境白書)

第10条 知事は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するとともに、県民に環境の状況及び県が環境の保全に関して講じた施策の状況等を明らかにするため、毎年度、香川県環境白書を作成し、公表しなければならない。

第2節 環境の保全のための施策等

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について十分配慮しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第12条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他のこれらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規則の措置等)

第13条 県は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 公害の原因となる行為その他の人の健康の保護又は生活環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置
- (2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置
- (3) 公害を防止するために必要な土地利用に関する合理的な利用の調整を図る措置

2 前項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(技術的助言その他の必要な措置)

第14条 県は、事業者又は県民が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、事業者又は県民に対し、技術的助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第15条 県は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び希少な野生動植物の保護増殖その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 県は、前2項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の推進)

第16条 県は、環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的な利用、エネルギーの有効な利用、廃棄物の減量等が推進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、本県の気候等の自然的条件にかんがみ、前項の必要な措置のうち、下水処理水の再利用、雨水の利用その他の水の循環的又は有効的な利用のための措置について、積極的な推進に努めるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等)

第17条 県は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により事業者及び県民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第18条 県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、環境美化に関する活動、生活排水の浄化に関する活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第19条 県は、第17条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施等)

第20条 県は、環境の状況の把握に関する調査その他の環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 県は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定、試験及び検査の体制を整備するものとする。

3 県は、環境の保全に関する施策の策定及び実施に資するため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進等の必要な措置を講ずるものとする。

第3節 地球環境の保全の推進等

第21条 県は、県及び民間団体等がそれぞれの役割に応じて地球環境の保全に資するよう行動するための指針を定め、その推進を図るものとする。

2 県は、国等と連携し、環境の保全に関する技術及び情報の提供等により、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第3章 環境の保全に関する施策の推進

(環境の保全に関する施策の調整等)

第22条 県は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な実施に当たっては、これを調整し、推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(市町及び民間団体等との協力体制の整備)

第23条 県は、市町及び民間団体等と共に、環境の保全に関する施策を推進するための体制の整備に努めるものとする。

附則 [略]

5 令和元年度県政モニターアンケート調査結果の概要

1 調査概要

- (1) 調査の目的 次期香川県みどりの基本計画の策定に関する基礎調査の一環として、県民のみどりに関する意見や要望等を把握し、新たな計画に反映させるため、アンケート調査を実施した。
- (2) 調査名称 みどりの保全と創造に関する調査
- (3) 調査時期 令和元年7月9日～令和元年7月23日
- (4) 調査対象 県内在住の15歳以上の県政モニター319名
- (5) 調査方法 インターネット及び郵送
- (6) 回収状況 265名/319名=83.1%
- (7) 回答者内訳 30代以下 74名、40～50代 79名、60代以上 112名
- (8) 調査内容

問	アンケート内容
1	みどりの役割について
2	緑化の推進とみどりの保全が必要な場所について
3	みどりの活用について
4	県や市町が実施すべき施策について
5	緑化活動を進めるための県や市町の役割について
6	手入れが行き届かない森林の整備について
7	地球温暖化防止に貢献する木材利用について
8	県産木材の利用について
9	
10	中山間地域の活性化林業の担い手の確保について
11	緑化活動への参加について
12	森林ボランティア活動への関心について

【参考】前回・前々回調査との比較

区分	平成22年度	平成26年度	令和元年度	
調査時期	H22.7.22～8.4	H26.7.18～8.1	R1.7.9～7.23	
調査対象	395名	254名	319名	
調査方法	インターネット・郵送	インターネット・郵送	インターネット・郵送	
回収状況	79.5% (314名/395名)	89.0% (226名/254名)	83.1% (265名/319名)	
回答者内訳	30代以下	88名	79名	74名
	40～50代	127名	81名	79名
	60代以上	89名	66名	112名
	年齢不明	10名	—	—

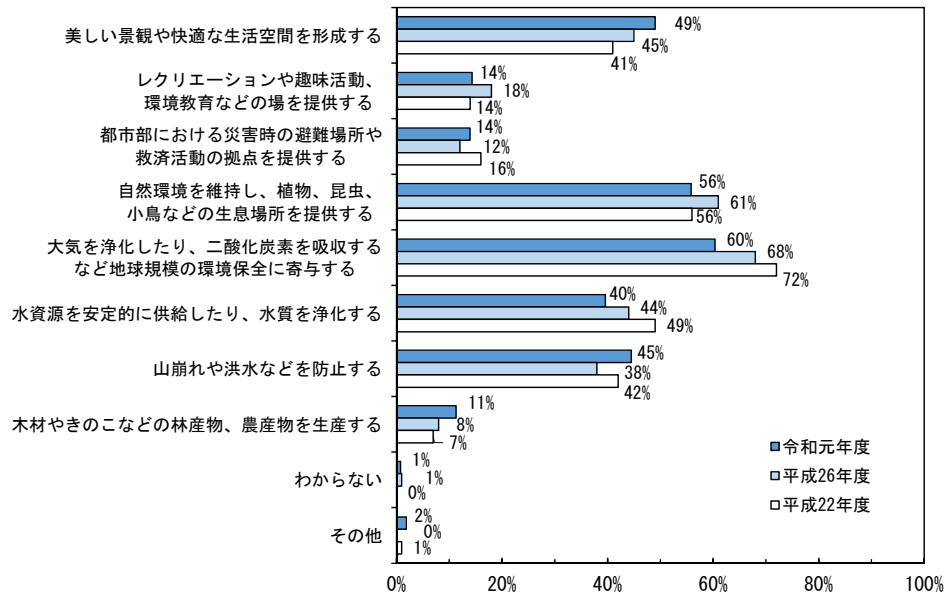
2 調査結果

(1) みどりの役割について

(特に重要と思うものを、10の答えの中から3つまで選択)

「大気を浄化したり、二酸化炭素を吸収するなど地球規模の環境保全に寄与する」と答えた方が最も多く(60%)、次いで「自然環境を維持し、植物、昆虫、小鳥などの生息場所を提供する」(56%)、「美しい景観や快適な生活空間を形成する」(49%)、「山崩れや洪水などを防止する」(45%)、「水資源を安定的に供給したり、水質を浄化する」(40%)の順となっている。

いずれの調査時も、この5項目を選択する割合は高い。



【年代別内訳】

選 択 肢	30代以下	40～50代	60代以上
美しい景観や快適な生活空間を形成する	56.8%	48.1%	45.5%
レクリエーションや趣味活動、環境教育などの場を提供する	17.6%	19.0%	8.9%
都市部における災害時の避難場所や救済活動の拠点を提供する	12.2%	11.4%	17.0%
自然環境を維持し、植物、昆虫、小鳥などの生息場所を提供する	55.4%	57.0%	55.4%
大気を浄化したり、二酸化炭素を吸収するなど地球規模の環境保全に寄与する	64.9%	55.7%	60.7%
水資源を安定的に供給したり、水質を浄化する	35.1%	32.9%	47.3%
山崩れや洪水などを防止する	29.7%	51.9%	49.1%
木材やきのこなどの林産物、農産物を生産する	17.6%	11.4%	7.1%
わからない	0.0%	0.0%	1.8%
その他	1.4%	2.5%	1.8%

どの年代も上記の5項目を選択する割合が高い。

「大気を浄化したり、二酸化炭素を吸収するなど地球規模の環境保全に寄与する」、「自然環境を維持し、植物、昆虫、小鳥などの生息場所を提供する」、「美しい景観や快適な生活空間を形成する」と答えた方は、年代間で大差はなく、どの年代も半分かそれ以上の方が重要と考えている。

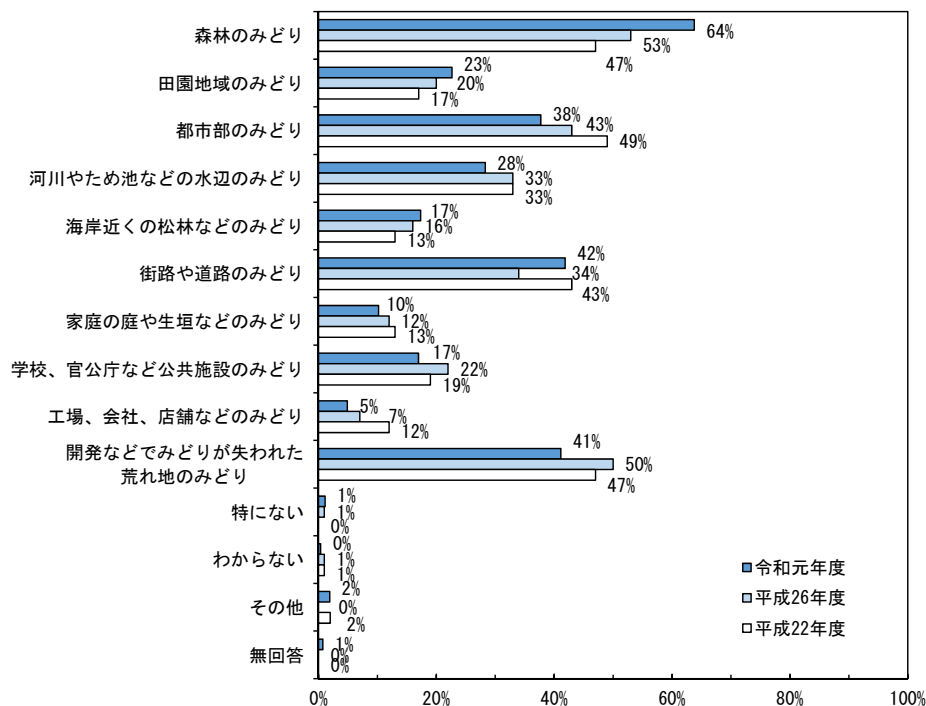
「山崩れや洪水などを防止する」と答えた方は、30代以下で少なく、「水資源を安定的に供給したり、水質を浄化する」と答えた方は、30代以下、40～50代で少ないが、それでも約30%の方が重要と考えている。

(2) 緑化の推進とみどりの保全が必要な場所について

(緑化・保全が必要と思う場所を、13の答えの中から3つまで選択)

「森林のみどり」と答えた方が最も多く(64%)、次いで「街路や道路のみどり」(42%)、「開発などでみどりが失われた荒地のみどり」(41%)、「都市部のみどり」(38%)の順となっている。

いずれの調査時も、この4項目を選択する割合は高い。



【年代別内訳】

選 択 肢	30代以下	40～50代	60代以上
森林のみどり	63.5%	69.6%	59.8%
田園地域のみどり	31.1%	16.5%	21.4%
都市部のみどり	37.8%	31.6%	42.0%
河川やため池などの水辺のみどり	27.0%	31.6%	26.8%
海岸近くの松林などのみどり	12.2%	21.5%	17.9%
街路や道路のみどり	31.1%	41.8%	49.1%
家庭の庭や生垣などのみどり	9.5%	3.8%	15.2%
学校、官公庁など公共施設のみどり	21.6%	25.3%	8.0%
工場、会社、店舗などのみどり	5.4%	7.6%	2.7%
開発などでみどりが失われた荒地のみどり	47.3%	30.4%	44.6%
特にない	1.4%	1.3%	0.9%
わからない	0.0%	0.0%	0.9%
その他	1.4%	2.5%	1.8%
無回答	0.0%	0.0%	1.8%

どの年代も上記の4項目を選択する割合が高い。

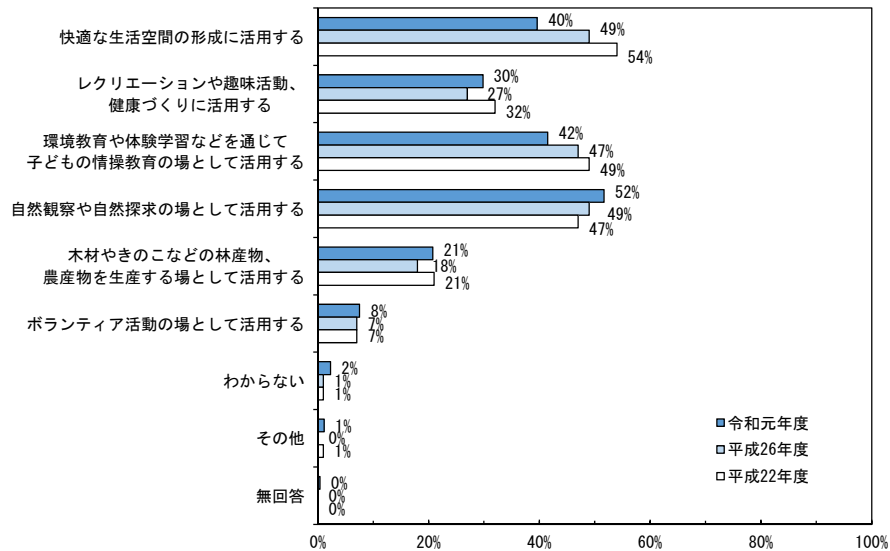
「森林のみどり」と答えた方は、年代間で大差はなく、半分以上の方が重要と考えている。「街路や道路のみどり」と答えた方は、30代以下で少なく、「開発などでみどりが失われた荒地のみどり」、「都市部のみどり」と答えた方は、40～50代で少ない。

その他、「田園地域のみどり」、「学校、官公庁など公共施設のみどり」と答えた方は、30代以下が多い。

(3) みどりの活用について

(生活の中にみどりをどのように取り入れたらよいと思うかを、8つの答えの中から2つまで選択)

「自然観察や自然探求の場として活用する」と答えた方が最も多く(52%)、次いで「環境教育や体験学習などを通じて子どもの情操教育の場として活用する」(42%)、「快適な生活空間の形成に活用する」(40%)の順となっており、いずれの調査時も、この3項目を選択する割合は高い。



【年代別内訳】

選 択 肢	30代以下	40～50代	60代以上
快適な生活空間の形成に活用する	40.5%	38.0%	40.2%
レクリエーションや趣味活動、健康づくりに活用する	27.0%	30.4%	31.3%
環境教育や体験学習などを通じて子どもの情操教育の場として活用する	48.6%	38.0%	39.3%
自然観察や自然探求の場として活用する	39.2%	54.4%	58.0%
木材やきのこなどの林産物、農産物を生産する場として活用する	28.4%	20.3%	16.1%
ボランティア活動の場として活用する	10.8%	6.3%	6.3%
わからない	2.7%	1.3%	2.7%
その他	0.0%	2.5%	0.9%
無回答	0.0%	0.0%	0.9%

どの年代も上記の3項目を選択する割合が高い。

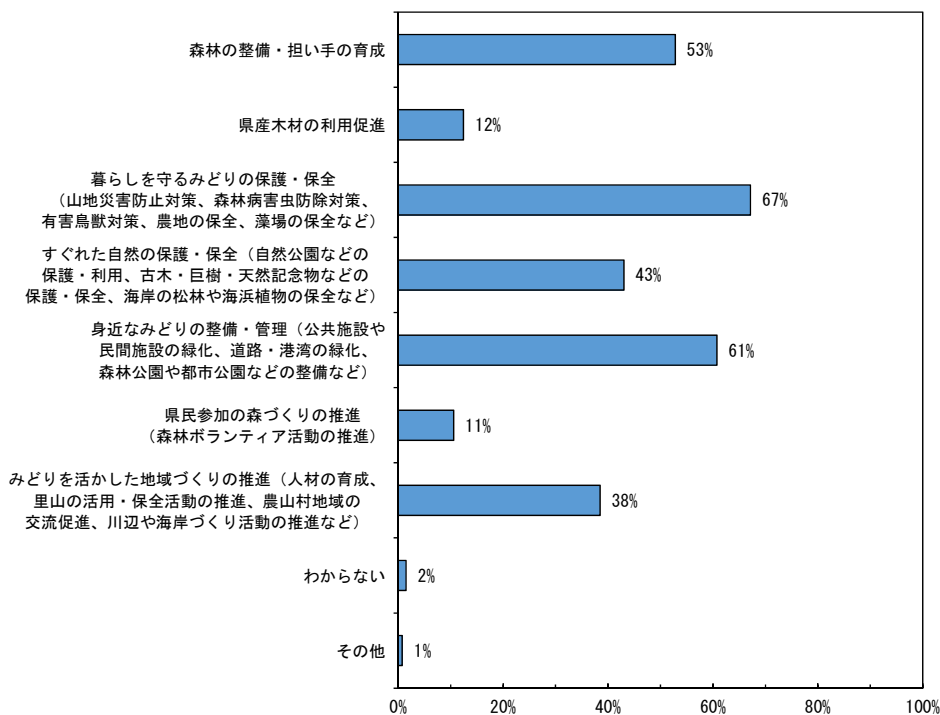
「自然観察や自然探求の場として活用する」と答えた方は、30代以下で少なく、「環境教育や体験学習などを通じて子どもの情操教育の場として活用する」と答えた方は、30代以下で多い。「快適な生活空間の形成に活用する」と答えた方は、年代間で大差はない。

その他、「木材やきのこなどの林産物、農産物を生産する場として活用する」、「ボランティア活動の場として活用する」と答えた方は、30代以下が多い。

(4) 県や市町が実施すべき施策について

(重要と考えるものを、9つの答えの中から3つまで選択)

「暮らしを守るみどりの保護・保全」と答えた方が最も多く(67%)、次いで「身近なみどりの整備・管理」(61%)、「森林の整備・担い手の育成」(53%)、「すぐれた自然の保護・保全」(43%)、「みどりを活かした地域づくりの推進」(39%)の順となっている。



【年代別内訳】

選 択 肢	30代以下	40～50代	60代以上
森林の整備・担い手の育成	55.4%	50.6%	52.7%
県産木材の利用促進	6.8%	15.2%	14.3%
暮らしを守るみどりの保護・保全	62.2%	65.8%	71.4%
すぐれた自然の保護・保全	45.9%	44.3%	40.2%
身近なみどりの整備・管理	67.6%	54.4%	60.7%
県民参加の森づくりの推進	8.1%	12.7%	10.7%
みどりを活かした地域づくりの推進	43.2%	34.2%	38.4%
わからない	0.0%	1.3%	2.7%
その他	0.0%	1.3%	0.9%

どの年代も上記の5項目を選択する割合が高い。

30代以下では、「県産木材の利用促進」と答えた方が、40～50代、60代以上より少なく、「みどりを活かした地域づくりの推進」と答えた方が40～50代、60代以上より多い。

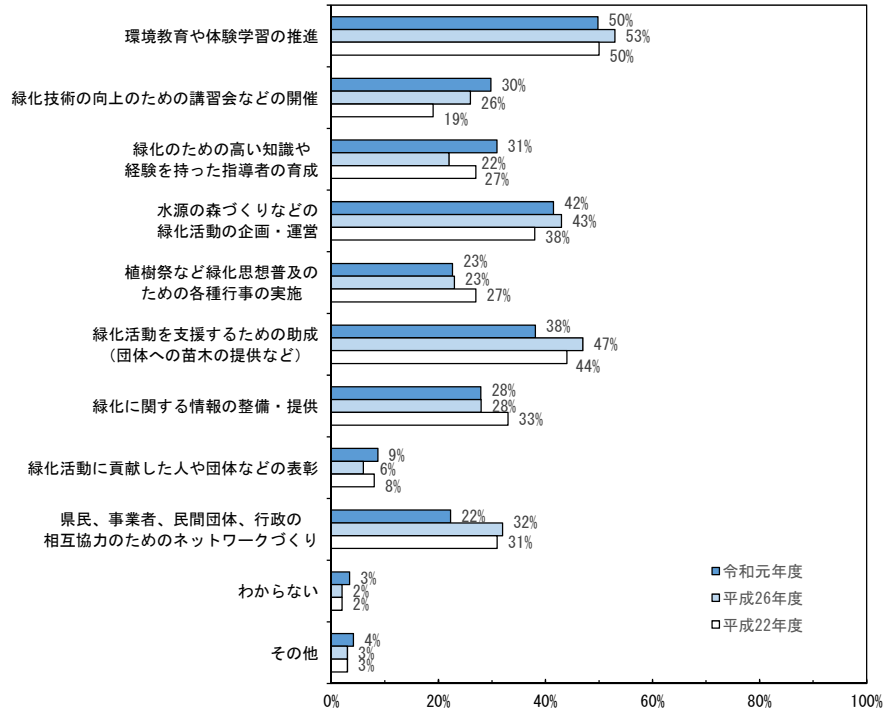
また、設問「(8) 県産木材の利用について」においても、30代以下では、県産木材を「知らない」と答えた方が、40～50代、60代以上より多く、県産木材の認知度の低さが「県産木材の利用促進」を重要と考える方が少ないことにつながっていると見える。

(5) 緑化活動を進めるための県や市町の役割について

(どのようなことをする必要があると考えるかを、11の答えの中から3つまで選択)

「環境教育や体験学習の推進」と答えた方が最も多く(50%)、次いで「水源の森づくりなどの緑化活動の企画・運営」(42%)、「緑化活動を支援するための助成(団体への苗木の提供など)」(38%)の順となっている。

いずれの調査時も、この3項目を選択する割合は高い。



【年代別内訳】

選 択 肢	30代以下	40～50代	60代以上
環境教育や体験学習の推進	55.4%	49.4%	46.4%
緑化技術の向上のための講習会などの開催	13.5%	26.6%	42.9%
緑化のための高い知識や経験を持った指導者の育成	43.2%	29.1%	24.1%
水源の森づくりなどの緑化活動の企画・運営	31.1%	46.8%	44.6%
植樹祭など緑化思想普及のための各種行事の実施	27.0%	22.8%	19.6%
緑化活動を支援するための助成(団体への苗木の提供など)	31.1%	40.5%	41.1%
緑化に関する情報の整備・提供	27.0%	25.3%	30.4%
緑化活動に貢献した人や団体などの表彰	17.6%	8.9%	2.7%
県民、事業者、民間団体、行政の相互協力のネットワークづくり	18.9%	15.2%	29.5%
わからない	2.7%	2.5%	4.5%
その他	4.1%	5.1%	3.6%

30代以下では、「緑化のための高い知識や経験を持った指導者の育成」、「緑化活動に貢献した人や団体などの表彰」と答えた方が、40～50代、60代以上より多く、「緑化技術の向上のための講習会などの開催」、「水源の森づくりなどの緑化活動の企画・運営」、「緑化活動を支援するための助成」と答えた方が40～50代、60代以上より少ない。

一方、30代以下では、「環境教育や体験学習の推進」と答えた方が、40～50代、60代以上よりやや多い。

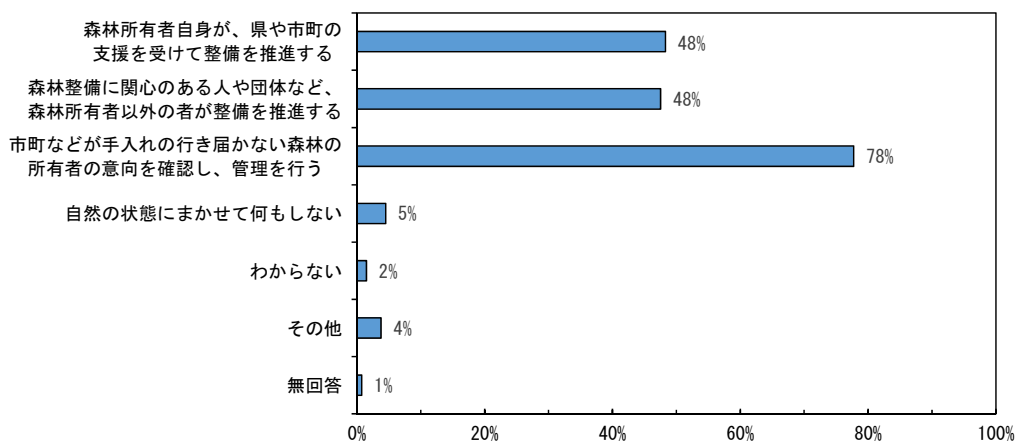
これらは、設問(11)での緑化活動に関する各年代の考え方が反映されていると言える。

(6) 手入れが行き届かない森林の整備について

(どのようにすべきと考えるかを、6つの答えの中から2つまで選択)

「市町などが手入れの行き届かない森林の所有者の意向を確認し、管理を行う」と答えた方が最も多く(78%)、次いで「森林所有者自身が、県や市町の支援を受けて整備を推進する」(48%)、「森林整備に関心のある人や団体など、森林所有者以外の者が整備を推進する」(48%)の順となっている。

「自然の状態にまかせて何もしない」と答えた方は少なく、手入れが行き届かない森林については、整備が必要であると考えている方が多い。



【年代別内訳】

選 択 肢	30代以下	40～50代	60代以上
森林所有者自身が、県や市町の支援を受けて整備を推進する	41.9%	44.3%	55.4%
森林整備に関心のある人や団体など、森林所有者以外の者が整備を推進する	48.6%	54.4%	42.0%
市町などが手入れの行き届かない森林の所有者の意向を確認し、管理を行う	74.3%	74.7%	82.1%
自然の状態にまかせて何もしない	10.8%	2.5%	1.8%
わからない	1.4%	1.3%	1.8%
その他	4.1%	2.5%	4.5%
無回答	0.0%	1.3%	0.9%

上記の3項目について、どの年代も選択する割合が高く、年代間で大差はない。

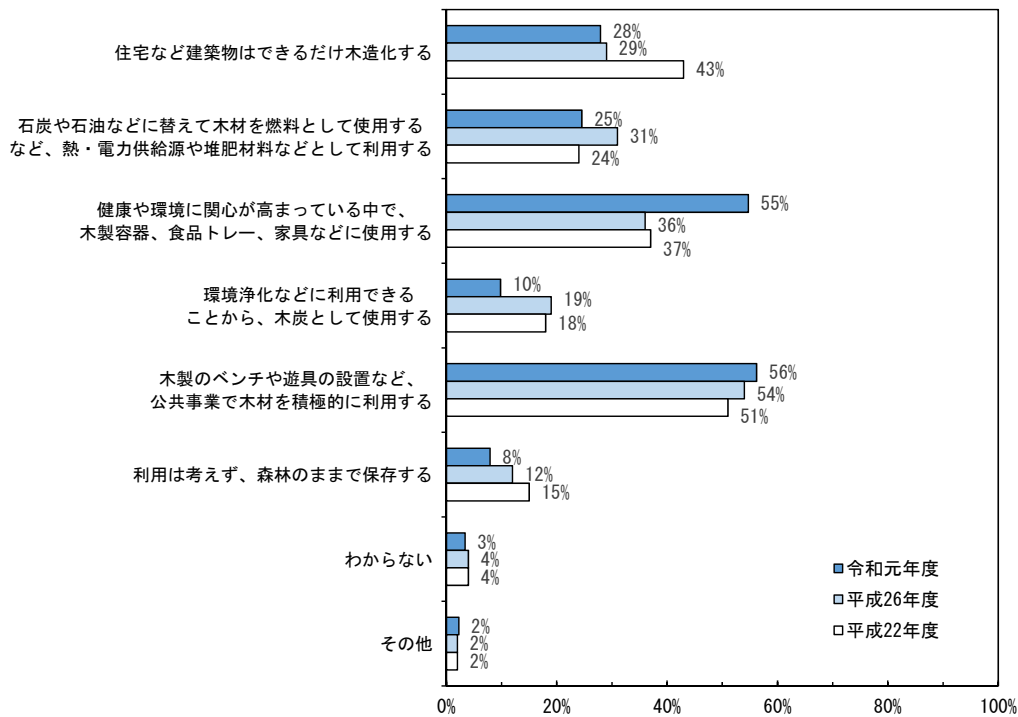
その他、「自然の状態にまかせて何もしない」と答えた方は、30代以下で若干多い。

(7) 地球温暖化防止に貢献する木材利用について

(木材の利用をどのように進めるかについて、8つの答えの中から2つまで選択)

「木製のベンチや遊具の設置など、公共事業で木材を積極的に利用する」と答えた方が最も多く(56%)、次いで「健康や環境に関心が高まっている中で、木製容器食品トレー、家具などに使用する」(55%)、「住宅など建築物はできるだけ木造化する」(28%)、「石炭や石油などに替えて木材を燃料として使用するなど、熱・電力供給源や堆肥材料などとして利用する」(25%)の順となっている。

いずれの調査時も、「木製のベンチや遊具の設置など、公共事業で木材を積極的に利用する」と答えた方が多いが、今回の調査では、「健康や環境に関心が高まっている中で、木製容器食品トレー、家具などに使用する」と答えた方も、過去の調査より多くなっている。



【年代別内訳】

選 択 肢	30代以下	40～50代	60代以上
住宅など建築物はできるだけ木造化する	23.0%	19.0%	37.5%
石炭や石油などに替えて木材を燃料として使用するなど、熱・電力供給源や堆肥材料などとして利用する	14.9%	25.3%	30.4%
健康や環境に関心が高まっている中で、木製容器、食品トレー、家具などに使用する	52.7%	53.2%	57.1%
環境浄化などに利用できることから、木炭として使用する	10.8%	12.7%	7.1%
木製のベンチや遊具の設置など、公共事業で木材を積極的に利用する	56.8%	57.0%	55.4%
利用は考えず、森林のまま保存する	14.9%	6.3%	4.5%
わからない	5.4%	5.1%	0.9%
その他	1.4%	2.5%	2.7%

どの年代も上記の4項目を選択する割合が高い。

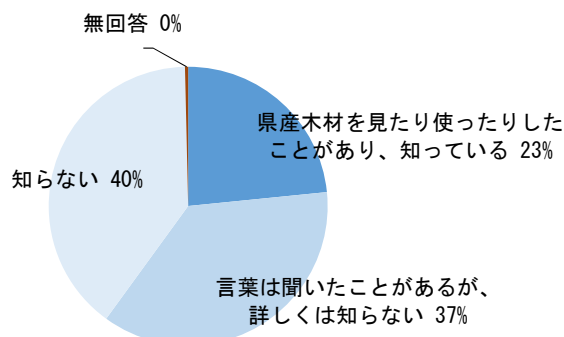
「木製のベンチや遊具の設置など、公共事業で木材を積極的に利用する」、「健康や環境に関心が高まっている中で、木製容器食品トレー、家具などに使用する」と答えた方は、年代間で大差はないが、「住宅など建築物はできるだけ木造化する」、「石炭や石油などに替えて木材を燃料として使用するなど、熱・電力供給源や堆肥材料などとして利用する」と答えた方は、30代以下で少ない。

その他、「利用は考えず、森林のまま保存する」と答えた方は、30代以下が多い。

(8) 県産木材の利用について

(県産木材を知っているかどうかについて、3つの答えの中から1つ選択)

「知らない」と答えた方が最も多く(40%)、次いで「言葉は聞いたことがあるが、詳しくは知らない」(37%)となっており、「県産木材を見たり使ったりしたことがあり、知っている」と答えた方は少ない(23%)。



【年代別内訳】

選 択 肢	30代以下	40～50代	60代以上
県産木材を見たり使ったりしたことがあり、知っている	18.9%	26.6%	24.1%
言葉は聞いたことがあるが、詳しくは知らない	25.7%	38.0%	42.9%
知らない	55.4%	34.2%	33.0%
その他	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	0.0%	1.3%	0.0%

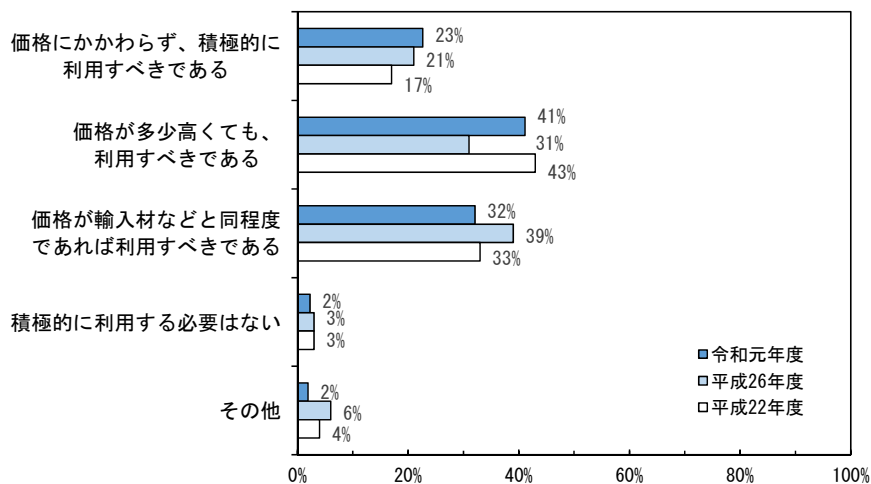
30代以下では、「県産木材を見たり使ったりしたことがあり、知っている」、「言葉は聞いたことがあるが、詳しくは知らない」と答えた方が、40～50代、60代以上より少なく、「知らない」と答えた方が40～50代、60代以上より多い。

(9) 県産木材の利用について

(県産木材を住宅や公共施設等で利用することをどう思うのか、5つの答えの中から1つ選択)

「価格が多少高くても、利用すべきである」と答えた方が最も多く(41%)、次いで「価格が輸入材などと同程度であれば利用すべきである」(32%)、「価格にかかわらず、積極的に利用すべきである」(23%)の順となっている。

いずれの調査時も、「積極的に利用する必要はない」と答えた方は少なく、県産木材を利用すべきであると考えている方が多い。



【年代別内訳】

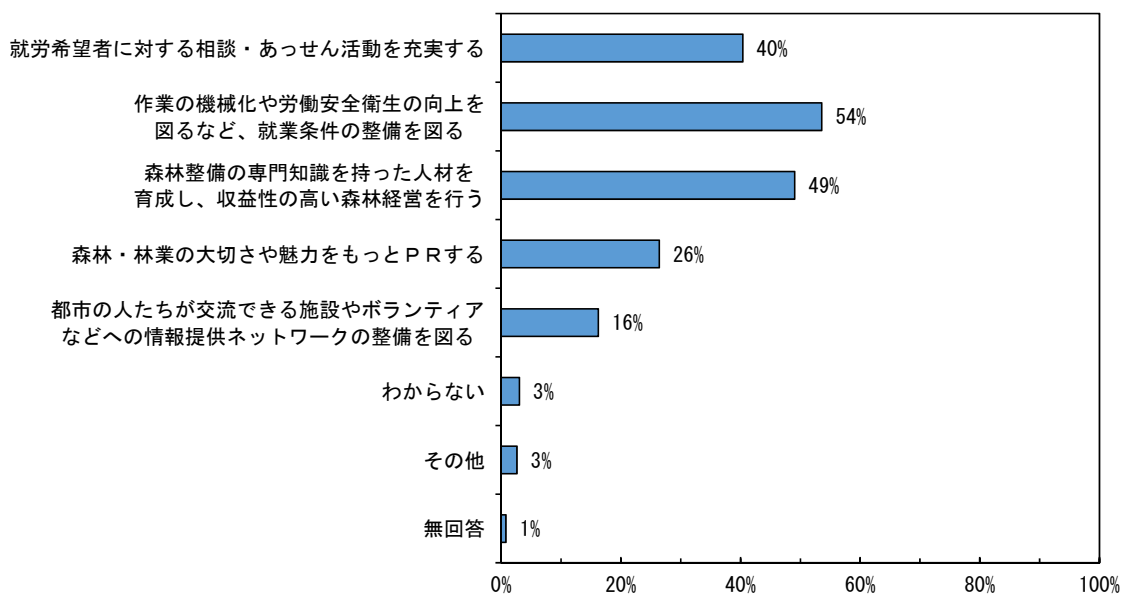
選 択 肢	30代以下	40～50代	60代以上
価格にかかわらず、積極的に利用すべきである	21.6%	24.1%	22.3%
価格が多少高くても、利用すべきである	36.5%	43.0%	42.9%
価格が輸入材などと同程度であれば利用すべきである	33.8%	30.4%	32.1%
積極的に利用する必要はない	5.4%	1.3%	0.9%
その他	2.7%	1.3%	1.8%

各項目について、年代間で大差はないが、「価格が多少高くても、利用すべきである」と答えた方は30代以下で若干少なく、「積極的に利用する必要はない」と答えた方は、30代以下で若干多い。

(10) 中山間地域の活性化、林業の担い手の確保について

(どのような対策を充実させるべきと考えるのかを、7つの答えの中から2つまで選択)

「作業の機械化や労働安全衛生の向上を図るなど就業条件の整備を図る」と答えた方が最も多く(54%)、次いで「森林整備の専門知識を持った人材を育成し、収益性の高い森林経営を行う」(49%)、「就労希望者に対する相談・あっせん活動を充実する」(40%)の順となっている。



【年代別内訳】

選 択 肢	30代以下	40～50代	60代以上
就労希望者に対する相談・あっせん活動を充実する	41.9%	46.8%	34.8%
作業の機械化や労働安全衛生の向上を図るなど、就業条件の整備を図る	45.9%	50.6%	60.7%
森林整備の専門知識を持った人材を育成し、収益性の高い森林経営を行う	48.6%	51.9%	47.3%
森林・林業の大切さや魅力をもっとPRする	32.4%	22.8%	25.0%
都市の人たちが交流できる施設やボランティアなどへの情報提供ネットワークの整備を図る	14.9%	11.4%	20.5%
わからない	5.4%	1.3%	2.7%
その他	2.7%	1.3%	3.6%
無回答	0.0%	1.3%	0.9%

どの年代も上記の3項目を選択する割合が高い。

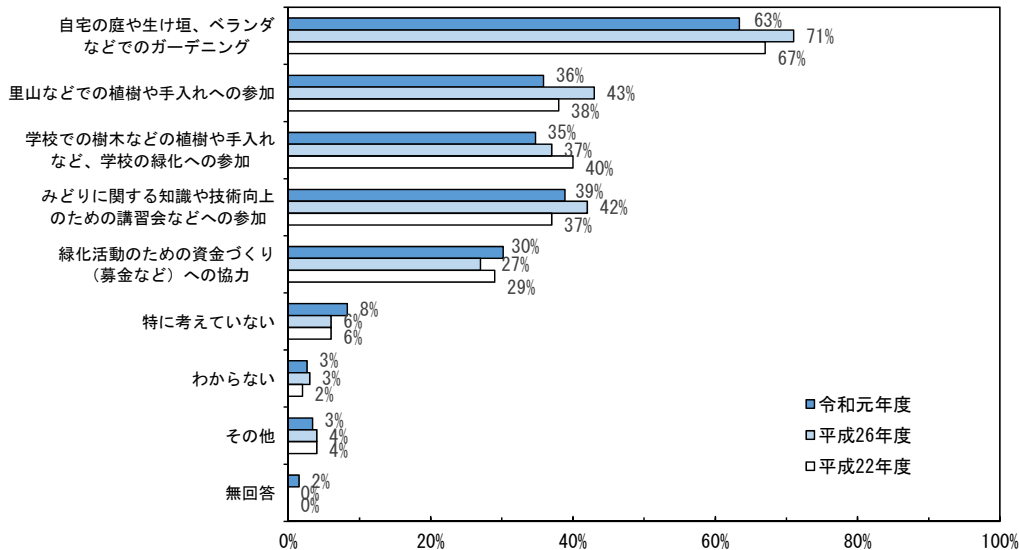
「森林・林業の大切さや魅力をもっとPRする」と答えた方は、30代以下で多く、「都市の人たちが交流できる施設やボランティアなどへの情報提供ネットワークの整備を図る」と答えた方は、30代以下、40～50代以下で少ない。

(11) 緑化活動への参加について

(今後行いたいと思う緑化活動を、8つの答えの中からいくつでも選択)

「自宅の庭や生け垣、ベランダなどでのガーデニング」と答えた方が最も多く(63%)、次いで「みどりに関する知識や技術向上のための講習会などへの参加」(39%)、「里山などでの植樹や手入れへの参加」(36%)、「学校での樹木等の植樹や手入れなど、学校の緑化への参加」(35%)の順となっている。

いずれの調査時も、この4項目を選択する割合は高い。



【年代別内訳】

選 択 肢	30代以下	40～50代	60代以上
自宅の庭や生け垣、ベランダなどでのガーデニング	54.1%	60.8%	71.4%
里山などでの植樹や手入れへの参加	25.7%	35.4%	42.9%
学校での樹木などの植樹や手入れなど、学校の緑化への参加	39.2%	31.6%	33.9%
みどりに関する知識や技術向上のための講習会などへの参加	25.7%	34.2%	50.9%
緑化活動のための資金づくり(募金など)への協力	20.3%	29.1%	37.5%
特に考えていない	13.5%	7.6%	5.4%
わからない	2.7%	3.8%	1.8%
その他	0.0%	5.1%	4.5%
無回答	0.0%	2.5%	1.8%

30代以下、40～50代は、「自宅の庭や生け垣、ベランダなどでのガーデニング」、「里山などでの植樹や手入れへの参加」、「みどりに関する知識や技術向上のための講習会などへの参加」、「緑化活動のための資金づくりへの協力」に参加したいと考えている方が60代以上よりも少なく、「特に考えていない」と回答した方が60代以上よりも多い。このことから、30代以下、40～50代は、60代以上より緑化活動への参加意欲が低いと考えられる。

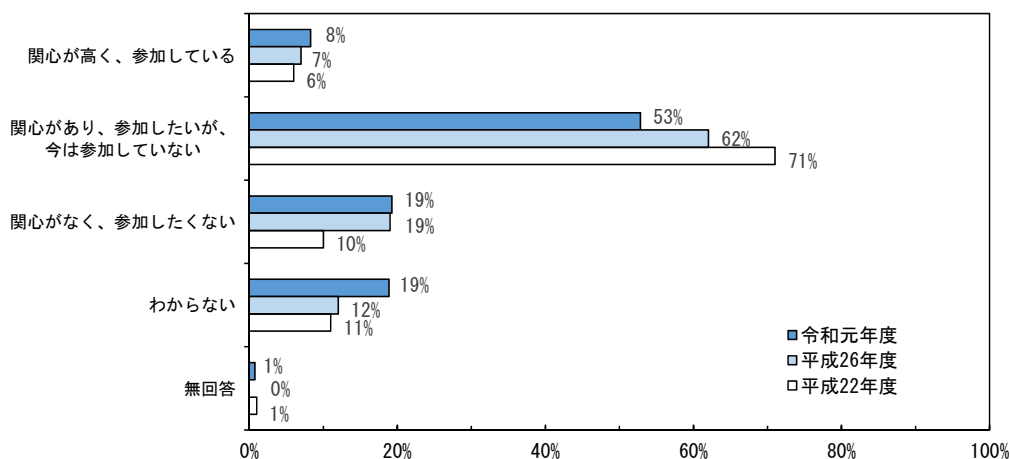
一方、「学校での樹木などの植樹や手入れなど、学校の緑化への参加」は年代間で大差がない。

(12) 森林ボランティア活動への関心について

(森林の手入れのためのボランティア活動への関心について、4つの答えの中から1つ選択)

「関心があり、参加したいが、今は参加していない」と答えた方が最も多く(53%)、次いで「関心がなく、参加したくない」(19%)の順になっている。

いずれの調査時も、「関心が高く、参加している」と答えた方は少ない。



【年代別内訳】

選 択 肢	30代以下	40～50代	60代以上
関心が高く、参加している	8.1%	11.4%	6.3%
関心があり、参加したいが、今は参加していない	43.2%	40.5%	67.9%
関心がなく、参加したくない	23.0%	25.3%	12.5%
わからない	25.7%	20.3%	13.4%
無回答	0.0%	2.5%	0.0%

30代以下、40～50代は、森林ボランティア活動に関心があると答えた方が60代以上よりも少ない。

【「関心があり、参加したいが、今は参加していない」と答えた方の理由】

区 分	全 体	内 訳		
		30代以下	40～50代	60代以上
情報不足	21%	25%	22%	19%
子供が小さい	3%	16%	0%	0%
忙しい	16%	19%	19%	13%
高齢・健康上の事情	20%	0%	6%	34%
その他	6%	9%	6%	4%
無回答	34%	31%	47%	30%
合計	100%	100%	100%	100%

全体としては「情報不足」と答えた方が多い。30代以下では「子供が小さい」と答えた方が多く、60代以上では「高齢・健康上の事情」と答えた方が多い。

6 令和3年度県政モニターアンケート調査結果の概要

1 調査概要

- (1) 調査の目的 香川県環境基本計画をはじめ、環境に関する4つの計画について、次期計画策定の基礎調査の一環として、県民の環境保全やみどりの保全に関する意識や取り組みを把握し、計画の推進や各施策の実施に反映させるため、アンケート調査を実施した。
- (2) 調査名称 環境の保全、みどりの保全についてのアンケート
- (3) 調査時期 令和3年6月7日～令和3年6月20日
- (4) 調査対象 県内在住の15歳以上の県政モニター259名
- (5) 調査方法 インターネット及び郵送
- (6) 回収状況 234名/259名=90.3%
- (7) 回答者内訳 30代以下 72名、40～50代 78名、60代以上 84名
- (8) 調査内容

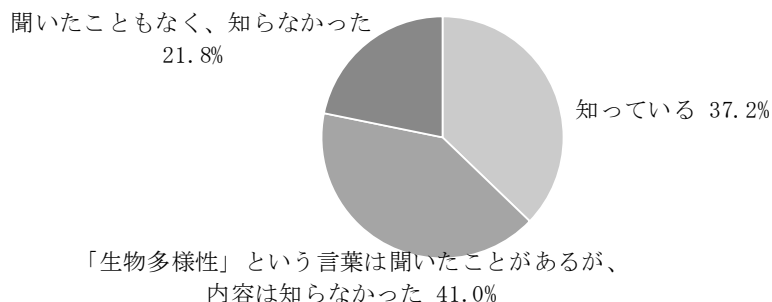
問	アンケート内容
1～6	環境を守り育てる地域づくりの推進について
7～9	脱炭素社会の実現に向けて地域とともに取り組む地球環境の保全について
10～11	環境への負荷を低減させる持続可能な循環型社会の形成について
12～14	自然に親しみ、自然とともに生きる地域づくりの推進について
15～16	安全で安心して暮らせる生活環境の保全について
17～19	森林整備と森林資源循環利用の推進について
20～21	暮らしを守るみどりの充実について
22～23	県民総参加のみどりづくりについて

※ 香川県みどりの基本計画に係る設問（問12～14、問17～23）以外については、アンケート調査結果の掲載を省略する。

2 調査結果

(1) 自然に親しみ、自然とともに生きる地域づくりの推進について

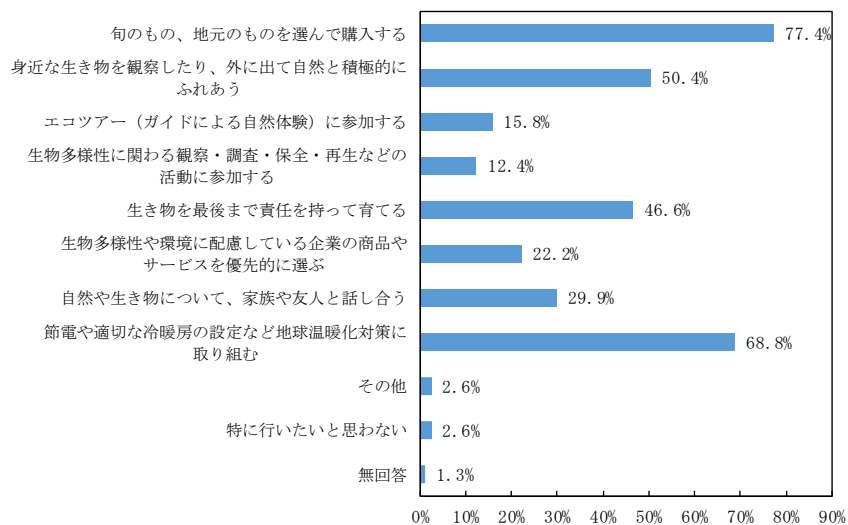
① 「生物多様性」について知っているかどうか、3つの答えの中から1つを選択



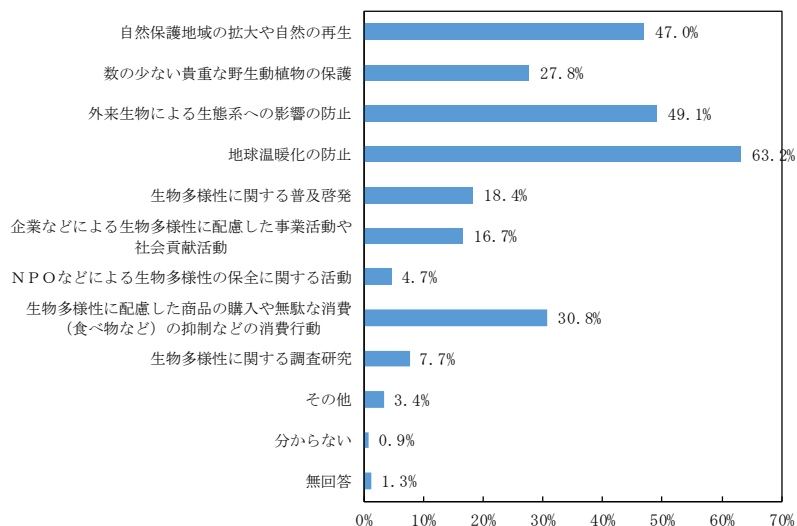
【年代別内訳】

選 択 肢	30代以下	40～50代	60代以上
知っている	36.1%	35.9%	39.3%
「生物多様性」という言葉は聞いたことがあるが、内容は知らなかった	28.9%	38.5%	45.2%
聞いたこともなく、知らなかった	25.0%	25.6%	15.5%

② 生物多様性に配慮した行動で既に取り組んでいる、または取り組んでみたいと思うものを、10の答えの中からすべてを選択

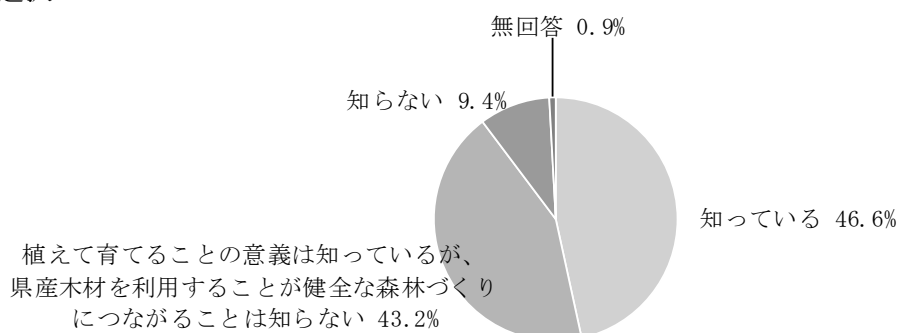


③ 生物多様性を保全するために重要だと考えることを、11の答えの中から3つまでを選択



(2) 森林整備と森林資源循環利用の推進について

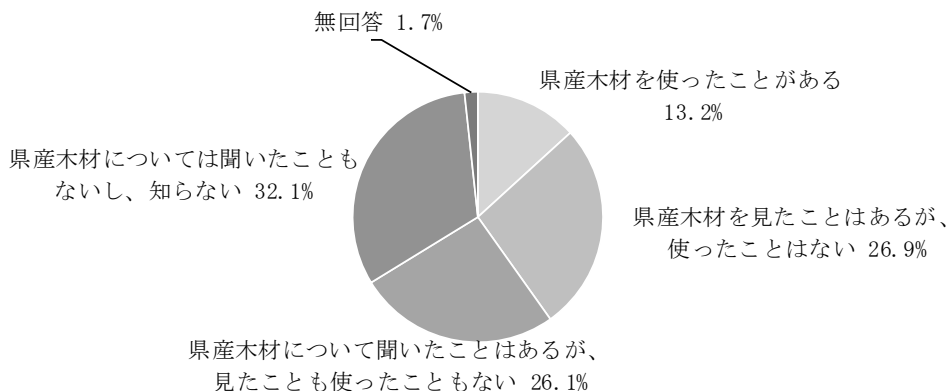
①計画的に植林して育てるだけでなく、県内の森林から生産される木材を利用することが、循環が保たれた健全な森林づくりにつながることを知っているかどうか、3つの答えの中から1つを選択



【年代別内訳】

選 択 肢	30代以下	40～50代	60代以上
知っている	37.5%	44.9%	56.0%
植えて育てることの意義は知っているが、 県産木材を利用することが健全な森林づくり につながることは知らない	54.2%	38.5%	38.1%
知らない	6.9%	15.4%	6.0%
無回答	1.4%	1.3%	0.0%

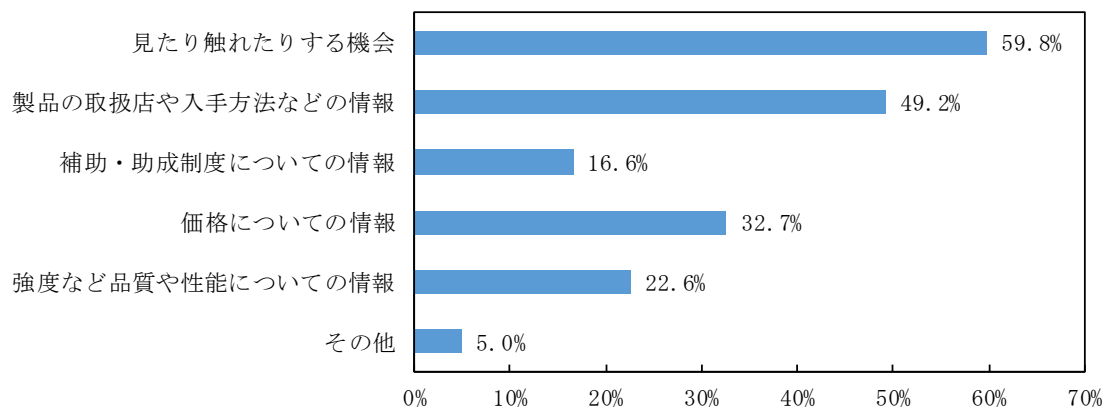
②県産木材を見たり使ったりしたことがあるかどうか、4つの答えの中から1つを選択



【年代別内訳】

選 択 肢	30代以下	40～50代	60代以上
県産木材を使ったことがある	16.7%	14.1%	9.5%
県産木材を見たり使ったりしたことはあるが、 使ったことはない	27.8%	23.1%	29.8%
県産木材について聞いたことはあるが、 見たことも使ったこともない	19.4%	23.1%	34.5%
県産木材については聞いたこともないし、 知らない	34.7%	38.5%	23.8%
無回答	1.4%	1.3%	2.4%

③県産木材について、どのような機会や情報があれば使ってみたいと思うか、6つの答えの中から2つまで選択（上記②で「見たことはあるが、使ったことはない」、「聞いたことはあるが、見たことも使ったこともない」、「知らない」と答えた方が対象）

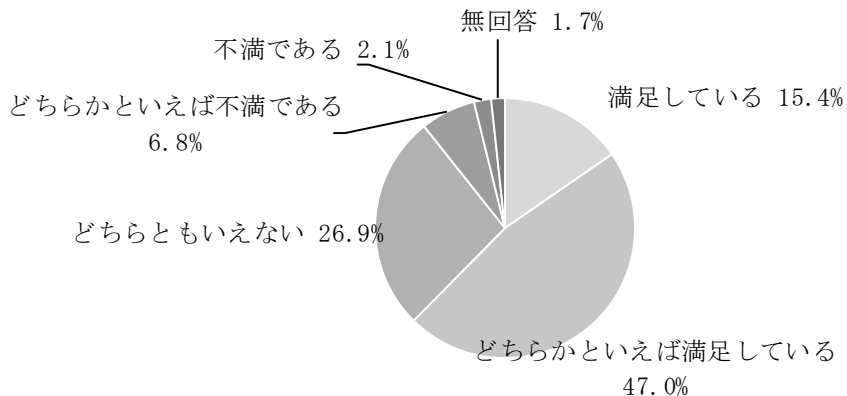


【年代別内訳】

選 択 肢	30代以下	40～50代	60代以上
見たり触れたりする機会	64.4%	57.6%	58.1%
製品の取扱店や入手方法などの情報	50.8%	50.0%	47.3%
補助・助成制度についての情報	20.3%	10.6%	18.9%
価格についての情報	30.5%	31.8%	35.1%
強度など品質や性能についての情報	20.3%	27.3%	20.3%
その他	3.4%	6.1%	5.4%

(3) 暮らしを守るみどりの充実について

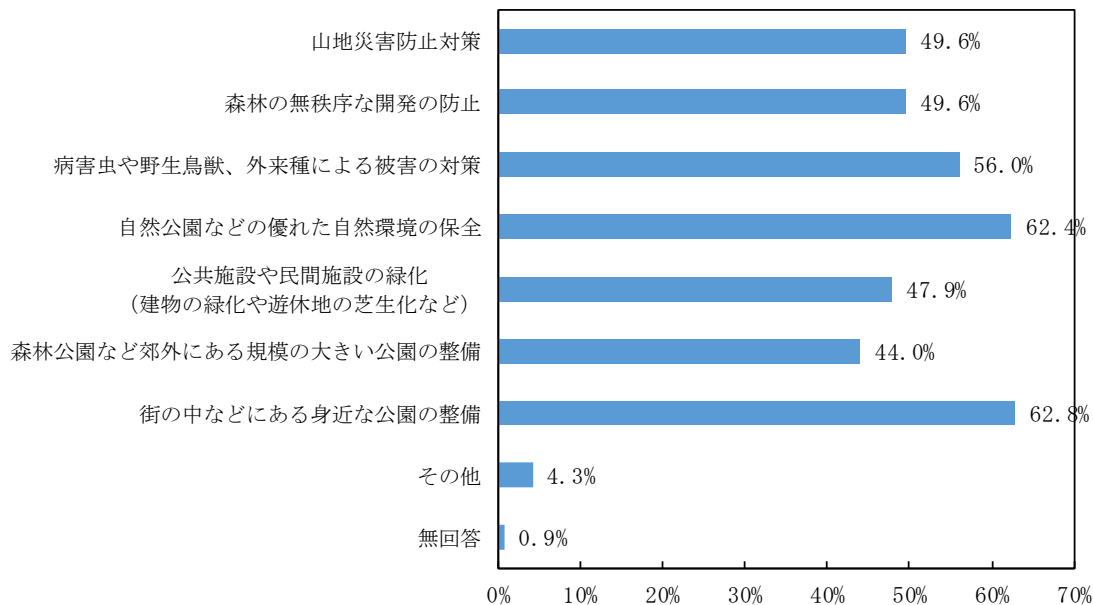
①香川県のみどり（森林・公園など）について、満足しているかどうか、5つの答えの中から1つを選択



【年代別内訳】

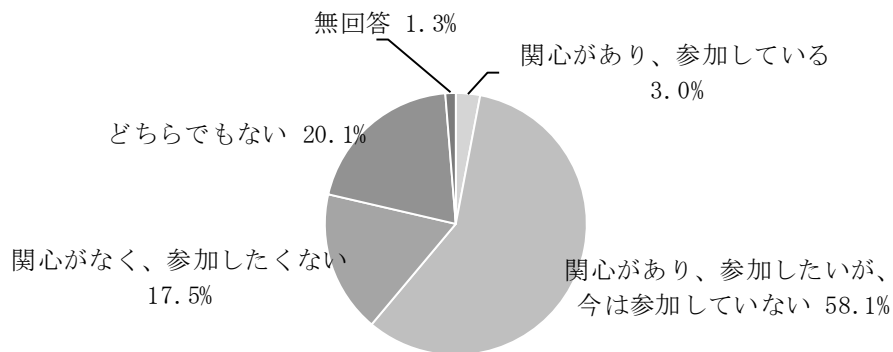
選 択 肢	30代以下	40～50代	60代以上
満足している	13.9%	17.9%	14.3%
どちらかといえば満足している	44.4%	48.7%	47.6%
どちらともいえない	33.3%	20.5%	27.4%
どちらかといえば不満である	4.2%	9.0%	7.1%
不満である	2.8%	2.6%	1.2%
無回答	1.4%	1.3%	2.4%

②香川県のみどり（森林・公園など）の充実に向け、県が行う施策のうち期待するものを、8つの答えの中からすべてを選択



(4) 県民総参加のみどりづくりについて

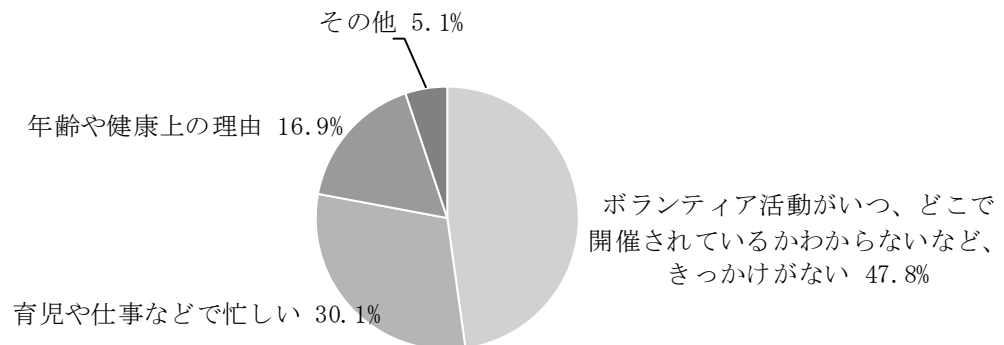
①森林ボランティア活動への関心について、4つの答えの中から1つを選択



【年代別内訳】

選 択 肢	30代以下	40～50代	60代以上
関心があり、参加している	1.4%	2.6%	4.8%
関心があり、参加したいが、今は参加していない	68.1%	48.7%	58.3%
関心がなく、参加したくない	8.3%	20.5%	22.6%
どちらでもない	19.4%	26.9%	14.3%
無回答	2.8%	1.3%	0.0%

②森林ボランティア活動に関心があり、参加したいが、今は参加していない理由を、4つの答えの中から1つを選択（上記②で「関心があり、参加したいが、今は参加していない」と答えた方が対象）



【年代別内訳】

選 択 肢	30代以下	40～50代	60代以上
ボランティア活動がいつ、どこで開催されているかわからないなど、きっかけがない	44.9%	42.1%	55.1%
育児や仕事などで忙しい	49.0%	36.8%	6.1%
年齢や健康上の理由	4.1%	10.5%	34.7%
特に理由はない	0.0%	0.0%	0.0%
その他	2.0%	10.5%	4.1%

7 計画策定の経緯

年 月 日	内 容
令和元年7月9日 ～令和元年7月23日	みどりの保全と創造に関するアンケート調査 (調査対象：県政モニター)
令和2年1月16日	知事から香川県環境審議会に諮問 ・香川県みどりの基本計画の策定について
令和2年1月17日	環境審議会から環境審議会自然環境部会への付託 ・香川県みどりの基本計画の策定について
令和2年1月22日	令和元年度 第1回 香川県環境審議会自然環境部会 ・次期計画の策定方針と現行計画の評価について審議
令和2年3月25日	令和元年度 第2回 香川県環境審議会自然環境部会 ・次期計画の基本目標および施策体系について審議
令和3年1月19日	令和2年度 香川県環境審議会自然環境部会 ・計画の骨子(案)について審議
令和3年2月	令和3年2月定例県議会 ・計画の骨子(案)を報告
令和3年5月	令和3年度 第1回 香川県環境審議会自然環境部会(書面開催) ・計画(素案)について審議
令和3年6月	令和3年6月定例県議会 ・計画(素案)を報告
令和3年6月7日 ～令和3年6月20日	環境の保全、みどりの保全に関するアンケート調査 (調査対象：県政モニター)
令和3年6月29日 ～令和3年7月28日	パブリック・コメント(意見公募)の実施 ・計画(素案)について意見募集
令和3年8月	令和3年度 第2回 香川県環境審議会自然環境部会(書面開催) ・計画(案)について審議
令和3年9月	令和3年9月定例県議会 ・香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例に基づき、 香川県みどりの基本計画(案)を議案提出

8 香川県環境審議会委員名簿

諮問日（令和2年1月16日）から答申日（令和3年 月 日）まで

氏名	職名
猪熊 由利子	JA 香川県女性部副部長（～令和2年4月28日）
上川 祥代	JA 香川県女性部副部長（令和2年5月22日～）
○ 奥村 栄朗	元国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所四国支所研究専門員
梶 正治	香川県市長会会長（丸亀市長）（～令和3年4月23日）
平岡 政典	香川県市長会会長（善通寺市長）（令和3年4月28日～）
勝浦 敬子	NPO グリーンコンシューマー高松代表（～令和2年7月14日）
片山 仁子	おたがいさま高松代表（令和2年7月15日～）
◎ 金子 之史	香川大学名誉教授
鎌田 佳子	ビジネス香川副編集長
木村 昭代	香川県薬剤師会常務理事
○ 木村 薫	香川県森林組合連合会代表理事会長（～令和2年7月14日）
○ 道久 工	香川県森林組合連合会代表理事専務（令和2年7月15日～）
久米川 啓	香川県医師会会長
○ 小林 剛	香川大学農学部准教授
齋藤 正人	香川県公衆浴場業生活衛生同業組合副理事長
○ 新川 伸子	香川県公立小・中学校女性校長会長（～令和2年5月18日）
○ 瀧崎 良重	香川県公立小・中学校女性校長会長（令和2年5月19日～）
末永 慶寛	香川大学創造工学部教授
須那 滋	元香川県立保健医療大学教授（～令和2年7月14日）
平尾 智広	香川大学医学部教授（令和2年7月15日～）
妹尾 理子	香川大学教育学部教授（～令和3年3月31日）
大西 えい子	香川大学教育学部特命教授（令和3年4月1日～）
竹内 麗子	香川県各種女性団体協議会会長（～令和2年5月15日）
吉岡 和子	香川県各種女性団体協議会会長（令和2年5月16日～）
谷川 俊博	香川県町村会会長（宇多津町長）
常川 真由美	環境省四国環境パートナーシップオフィス所長
寺林 優	香川大学創造工学部教授
○ 土手 美恵	NPO 法人どんぐりネットワーク理事
永島 浩一郎	香川県漁業協同組合連合会常務理事
新見 治	香川大学名誉教授（～令和2年7月14日）
寺尾 徹	香川大学教育学部教授（令和2年7月15日～）
○ 野崎 正博	香川県猟友会会長（～令和2年7月14日）
○ 土井 清三	香川県猟友会代表理事（令和2年7月15日～）
○ 原 直行	香川大学経済学部教授
藤本 智子	弁護士
会長 増田 拓朗	香川大学名誉教授
三野 八重子	県PTA連絡協議会事務局長
○ 矢本 賢	日本野鳥の会香川県支部 支部長（～令和2年4月11日）
○ 川南 勉	日本野鳥の会香川県支部 支部長（令和2年4月12日～）
吉田 英子	香川県商工会議所女性会連合会副会長

◎は自然環境部会長、○は自然環境部会委員 計29名（50音順）

香川県みどりの基本計画
令和3年 月

香川県環境森林部 みどり整備課
〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号
TEL 087-832-3456 FAX 087-806-0225
E-mail midoriseibi@pref.kagawa.lg.jp
